

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月31日

【事業年度】 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【会社名】 株式会社CARTA HOLDINGS

【英訳名】 CARTA HOLDINGS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員兼CEO 宇佐美 進典

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
虎ノ門ヒルズステーションタワー36階

【電話番号】 03-4577-1453

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員CFO 永岡 英則

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
虎ノ門ヒルズステーションタワー36階

【電話番号】 03-4577-1453

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員CFO 永岡 英則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(百万円)	22,487	25,821	25,940	24,111	24,275
経常利益	(百万円)	3,335	5,614	3,036	1,798	2,384
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	(百万円)	1,781	3,104	3,035	2,360	1,688
包括利益	(百万円)	1,627	4,113	2,158	2,144	1,912
純資産額	(百万円)	24,553	27,757	27,471	23,833	24,492
総資産額	(百万円)	49,259	55,376	50,440	49,863	48,344
1株当たり純資産額	(円)	967.47	1,070.34	1,080.42	935.06	955.64
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	(円)	70.57	122.68	119.20	93.81	66.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	70.21	121.32	118.60	-	-
自己資本比率	(%)	49.5	49.6	53.9	47.2	50.0
自己資本利益率	(%)	7.5	12.0	11.1	-	7.1
株価収益率	(倍)	17.82	17.17	13.24	-	20.86
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,013	7,102	1,886	1,739	2,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	66	765	698	2,775	756
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	892	1,215	2,504	1,610	1,203
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	15,600	21,031	16,101	13,528	14,349
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	1,222 (135)	1,267 (146)	1,360 (180)	1,410 (183)	1,242 (176)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 第25期の親会社株主に帰属する当期純損失は、積極的な人員採用により人件費や採用費が増加したことに加え、オフィス統合及びオフィス移転に伴う費用並びにのれん等の減損損失による特別損失を計上したこと等によるものであります。
3. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第25期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高及び営業収益 (百万円)	3,094	3,167	9,116	6,238	5,399
経常利益 (百万円)	2,641	2,075	4,167	2,098	982
当期純利益 (百万円)	2,630	2,134	6,992	168	1,242
資本金 (百万円)	1,111	1,410	1,514	1,517	1,614
発行済株式総数 (株)	25,496,852	25,643,132	25,163,971	25,168,971	25,300,971
純資産額 (百万円)	13,711	14,935	20,590	19,391	19,456
総資産額 (百万円)	19,931	25,859	26,497	27,369	25,667
1株当たり純資産額 (円)	543.90	577.71	815.23	767.80	768.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	48.00 (8.00)	51.00 (25.00)	54.00 (27.00)	54.00 (27.00)	56.00 (27.00)
1株当たり当期純利益 (円)	104.23	84.37	274.55	6.67	49.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	103.69	83.43	273.16	6.66	-
自己資本比率 (%)	68.8	57.3	77.4	70.6	75.8
自己資本利益率 (%)	20.7	15.0	39.6	0.8	6.4
株価収益率 (倍)	12.07	24.96	5.74	199.94	28.33
配当性向 (%)	46.1	60.4	19.7	808.8	113.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	17 ( )	26 ( )	205 (20)	202 (38)	117 (40)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	11.6 (4.8)	88.5 (15.7)	48.0 (9.9)	31.8 (37.5)	41.5 (61.8)
最高株価 (円)	1,451	2,770	2,619	1,722	1,774
最低株価 (円)	662	1,225	1,523	1,125	1,181

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 第22期の1株当たり配当額48円には、当社株式上場再承認の記念配当15円を含んでおります。

3. 第24期の経営指標等の大幅な変動は、2022年1月1日付で連結子会社であった(株)VOYAGE GROUP及び(株)サイバー・コミュニケーションズを吸収合併したことによるものであります。

4. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 2 【沿革】

1996年6月	(株)電通(現 (株)電通グループ)とソフトバンク(株)(現 ソフトバンクグループ(株))の共同事業として(株)サイバー・コミュニケーションズを設立、インターネット広告及び関連事業を開始
1999年10月	インターネット関連事業を目的として(株)アクシブドットコムを設立
1999年11月	(株)アクシブドットコムが懸賞情報サイト「MyID」のサービスを開始
2000年4月	(株)サイバー・コミュニケーションズが大阪支社を設立
2000年9月	(株)サイバー・コミュニケーションズが大阪証券取引所ヘラクレス市場(現：新ジャスダック市場)上場
2001年9月	(株)アクシブドットコムが(株)サイバーエージェントの連結対象子会社となる
2003年10月	(株)サイバー・コミュニケーションズが東京証券取引所マザーズ市場へ市場変更(大阪証券取引所ヘラクレス市場は2004年上場廃止)
2004年7月	(株)アクシブドットコムが「MyID」をリニューアルし価格比較サイト「ECナビ」のサービスを開始
2005年10月	(株)アクシブドットコムが商号を(株)ECナビへ変更
2006年1月	(株)サイバー・コミュニケーションズがアドネットワーク「ADJUST」を構築
2006年3月	(株)サイバー・コミュニケーションズが九州支社を設立
2006年4月	(株)サイバー・コミュニケーションズが中部支社を設立
2007年1月	(株)ECナビがポイント交換サイト「PeX」を運営する子会社として(株)PeX(現 (株)DIGITALIO)を設立
2008年6月	(株)ECナビが検索連動型広告の導入支援事業を運営する子会社として(株)adingo(現 (株)fluct)を設立
2009年7月	(株)サイバー・コミュニケーションズが(株)電通(現 (株)電通グループ)の完全子会社化に伴い、東証マザーズから上場廃止
2010年10月	(株)adingo(現 (株)fluct)がインターネットメディアの広告収益最大化を支援するSSP「fluct」のサービスを開始
2011年4月	(株)ECナビがモバイル・スマートフォン向け広告事業を運営する子会社として(株)Zucks(現 (株)CARTAMARKETING FIRM)を設立
2011年10月	(株)ECナビが商号を(株)VOYAGE GROUPへ変更
2012年6月	ポラリス第二号投資事業有限責任組合が(株)サイバーエージェントより(株)VOYAGE GROUPの株式を取得し、(株)VOYAGE GROUPが(株)サイバーエージェントの連結対象子会社から外れる
2013年3月	(株)VOYAGE GROUPが運営する「ECナビ」を価格比較サイトからポイントサイトへと転換
2014年7月	(株)VOYAGE GROUPが東京証券取引所マザーズ市場 上場
2015年9月	(株)VOYAGE GROUPが東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2019年1月	(株)VOYAGE GROUPと(株)サイバー・コミュニケーションズが経営統合両社の純粋持株会社として(株)CARTA HOLDINGSを発足
2021年7月	(株)サイバー・コミュニケーションズが経営管理部門と事業部門の分割を目的として、事業部門を承継した(株)CARTA COMMUNICATIONSを新設分割により設立
2022年1月	(株)CARTA HOLDINGSがグループ会社の経営管理機能の統一を目的として、(株)VOYAGE GROUPと(株)サイバー・コミュニケーションズを吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の変更に伴いプライム市場へ移行
2024年1月	(株)CARTA HOLDINGSが、東京都港区虎ノ門に本社移転

### 3 【事業の内容】

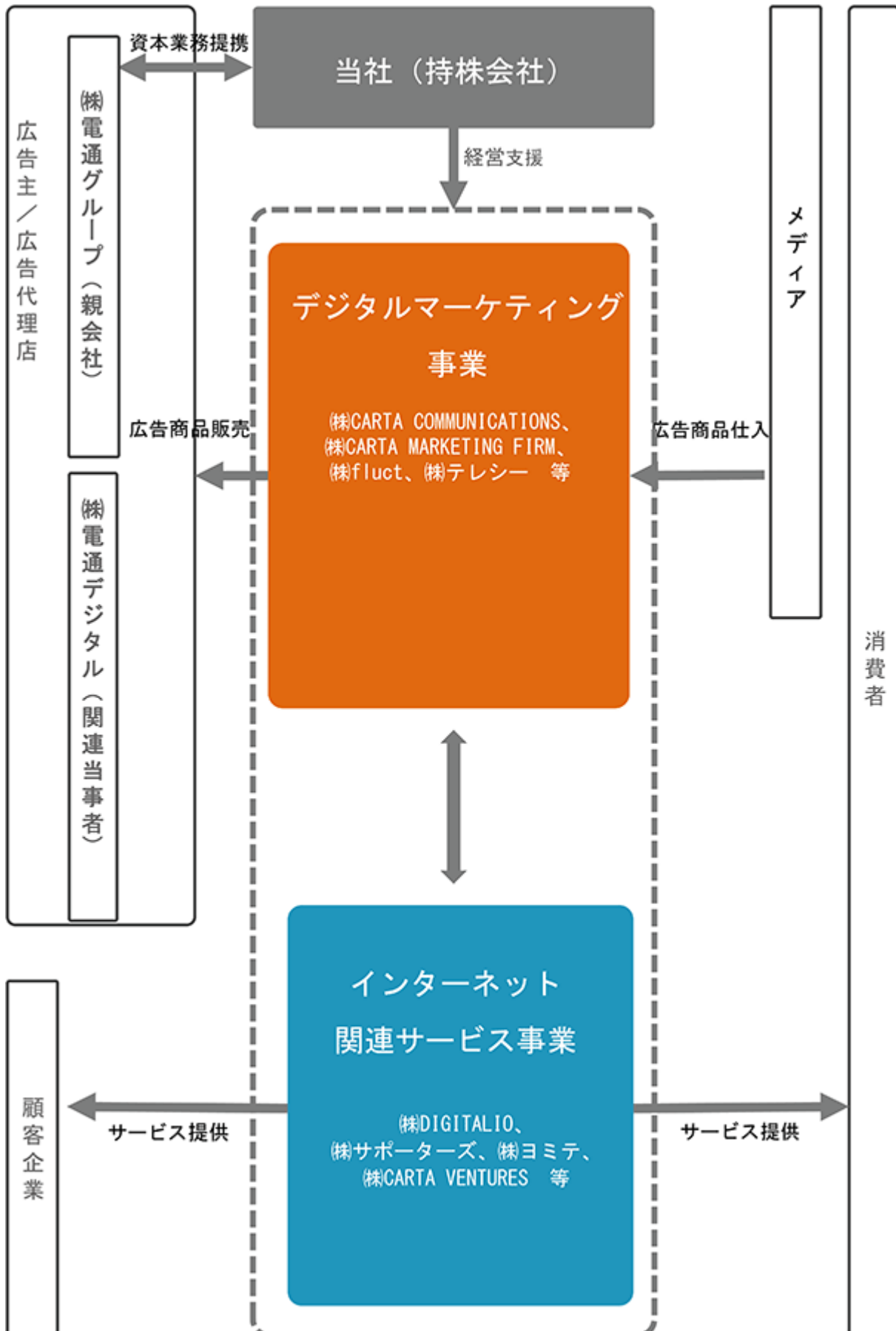
当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株)CARTA HOLDINGS)、当社の親会社(株)電通グループ)、連結子会社22社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社7社で構成され、広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等を行う「デジタルマーケティング事業」、メディア、ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営を行う「インターネット関連サービス事業」の2つの事業を展開しております。

なお、当社グループは親会社の子会社である(株)電通デジタル(関連当事者)と継続的な事業上の取引を行っております。取引の内容は、主にデジタルマーケティング事業において(株)電通デジタルに対する広告商品の販売を行っております。

セグメント	事業内容	主要サービス または主要事業領域	主要な事業主体
デジタルマーケティング事業	広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告会社のデジタルマーケティング支援</li> <li>・ クライアントのデジタルマーケティング支援</li> <li>・ メディアのDX支援</li> </ul>	(株)CARTA COMMUNICATIONS (株)CARTA MARKETING FIRM (株)fluct (株)テレシー
インターネット関連サービス事業	メディア、ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディアの運営</li> <li>・ 企業向けマーケティングソリューションの提供</li> <li>・ 新卒採用支援事業</li> <li>・ 通販化粧品等の企画・ダイレクト販売を行うEC事業</li> <li>・ ベンチャー企業への投資事業</li> </ul>	(株)DIGITALIO (株)サポーターズ (株)ヨミテ (株)CARTA VENTURES

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。

[事業系統図]



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) ㈱電通グループ (注)2	東京都港区	74,609	持株会社	被所有 53.17	役員の兼任
(連結子会社)				所有	
㈱DIGITALIO (注)3	東京都港区	99	インターネット 関連サービス事 業	100.0	役員の兼任
㈱fluct (注)3	東京都港区	25	デジタルマーケ ティング事業	100.0	役員の兼任
㈱CARTA COMMUNICATIONS (注)3	東京都港区	98	デジタルマーケ ティング事業	100.0	役員の兼任
㈱CARTA MARKETING FIRM (注)3	東京都港区	20	デジタルマーケ ティング事業	100.0	役員の兼任
㈱ヨミテ	東京都港区	4	インターネット 関連サービス事 業	51.0	役員の兼任
その他17社					
(持分法適用関連会社)					
PT. VENTENY Fortuna International Tbk	インドネシア共和国	百万IDR 31,325		21.06	
その他6社					

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. ㈱DIGITALIO、㈱fluct、㈱CARTA COMMUNICATIONS、㈱CARTA MARKETING FIRMについては、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

## ㈱DIGITALIO

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,055百万円
	(2) 経常利益	285百万円
	(3) 当期純利益	189百万円
	(4) 純資産額	546百万円
	(5) 総資産額	6,069百万円

## ㈱fluct

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,519百万円
	(2) 経常利益	664百万円
	(3) 当期純利益	444百万円
	(4) 純資産額	1,056百万円
	(5) 総資産額	2,742百万円

## ㈱CARTA COMMUNICATIONS

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,318百万円
	(2) 経常利益	650百万円
	(3) 当期純利益	413百万円
	(4) 純資産額	2,182百万円
	(5) 総資産額	14,594百万円

## ㈱CARTA MARKETING FIRM

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,536百万円
	(2) 経常利益	238百万円
	(3) 当期純損失利益	133百万円
	(4) 純資産額	1,342百万円
	(5) 総資産額	4,553百万円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
デジタルマーケティング事業	931	(54)
インターネット関連サービス事業	194	(82)
全社(共通)	117	(40)
合計	1,242	(176)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものです。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が168名減少しております。主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

## (2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
117 (40)	41.8	10.1	13

セグメントの名称	従業員数(人)	
デジタルマーケティング事業	-	(-)
インターネット関連サービス事業	-	(-)
全社(共通)	117	(40)
合計	117	(40)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものです。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が85名減少しております。主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
17.4	82.8	75.0	76.7	86.3

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規



定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

#### 連結子会社

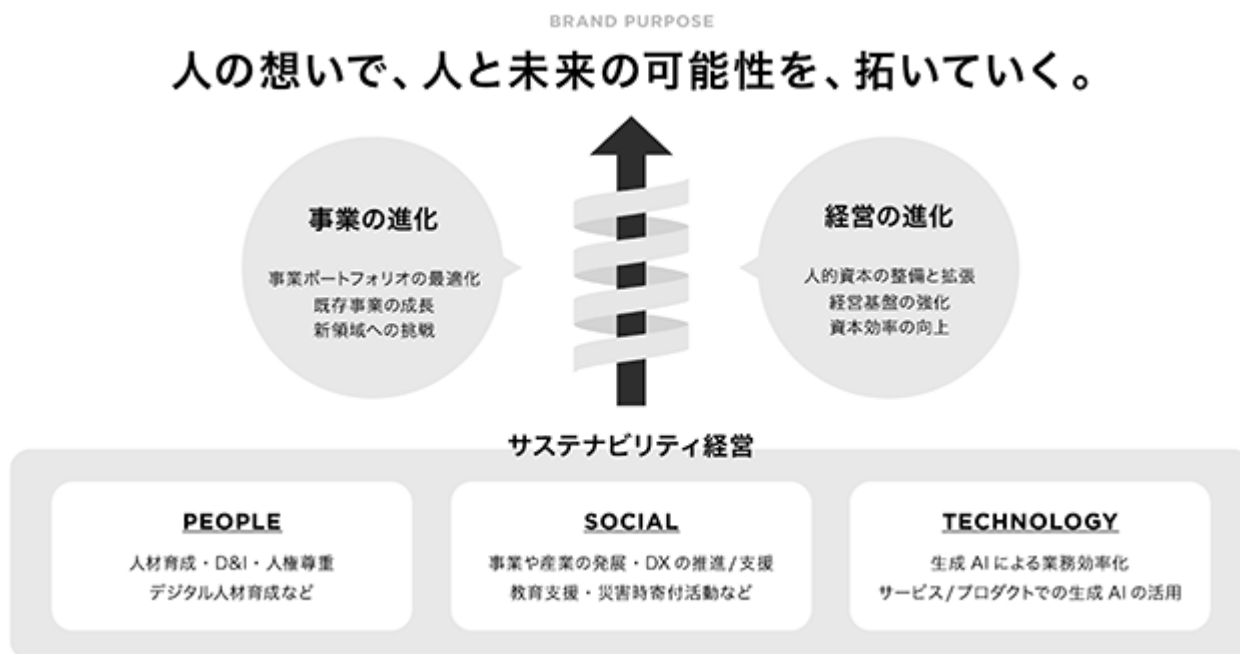
連結子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社では、2023年2月13日に公表した中期経営方針の通り、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、パーパスである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。



翌連結会計年度（2025年12月期）の事業環境の見通しとしましては、インターネット広告業界の堅調な成長が続くものと見込んでおります。このような環境の中、翌連結会計年度は中期経営方針の最終年度でもあり、さらに進化を企業を目指しその実現に向けて、以下の3つの柱を掲げてまいります。

#### デジタルマーケティング事業における「グループ再編」

デジタル広告における革新を推進し、クライアントサービスの拡充と質向上を目指して、デジタルマーケティング事業内におけるグループ再編（株式会社CARTA COMMUNICATIONS、株式会社CARTA MARKETING FIRM、株式会社Barrizの統合）を進めてまいります。従来の広告配信プラットフォームの枠を超え、エコシステム全体を活性化する新たな価値創造を目指しております。これには、データの透明性を高める技術基盤の整備や、持続可能な広告エコシステムの構築が含まれております。

#### 「人材」と「生成AI」への投資を加速

技術革新が進む中であっても、私たちの競争優位性の源泉は「人材」にあると考えております。一方で「生成AI」の進展を踏まえ、これらを最大限活用しつつ、人間の創造力や洞察力を生かす環境をさらに強化していきます。特に、業務効率化やデータ活用において、人と技術が補完し合う体制を整備してまいります。

#### 「サステナビリティ経営」の推進を強化

持続可能性（サステナビリティ）への取り組みを、経営戦略の中核に据え、環境に配慮した広告運用や、社会的インパクトを創出するプロジェクトを推進してまいります。また、従業員や顧客企業とともに、広告業界全体の未来を見据えた持続可能な取り組みを行ってまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、これまであらゆる環境下において、人の想いを事業にのせて歩んできました。そして、当社グループだけでなく、世の中の誰もが「人の想い」という情熱とともに行動することで、未来を拓いていくのだと確信し、大切にしたい価値観や社会に果たす存在意義として「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」をパーパスとして制定するとともに、当社グループのサステナビリティステートメントとしても採用しております。

また、当社グループはミッションとして「The Evolution Factory」を掲げ、当社グループが持つデジタルの知見と経験、事業開発力、そして社員の多様な価値観をもとに才能を発揮し、事業活動を通じて、社会課題の解決と持続可能な世界の実現に貢献していきます。

### (1) サステナビリティに関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、2023年2月13日に公表した新中期経営方針「NEXT EVOLUTION」のとおり、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、パーパスである「人の想いで、人の未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。

これらの実現を目指していくために、当社グループは2023年より当社グループにおける経営陣、子会社責任者、管理部門など多様なメンバーで構成したサステナビリティ委員会を発足しており、同委員会を通じて当社グループ全体にサステナビリティ経営が浸透していくための体制を整えております。

また、当社グループのマテリアリティ（重要課題）は、2025年に見直しを実施し、「人」「社会」「テクノロジー」「ガバナンス」「環境」として特定を行っております。これら個別のマテリアリティについてサステナビリティ委員会のメンバーから責任者を選任し、当該責任者を中心として個別のマテリアリティごとの対応を行うため、必要に応じて分科会等を設置し、方針・施策の立案及びその実施を行っております。具体的なマテリアリティの項目及び推進体制につきましては（ 1 ）をご覧ください。

サステナビリティ委員会とマテリアリティ分科会においては、個別のマテリアリティごとに当連結会計年度の取組み方針及び今後の中長期方針を定めるとともに、具体的な取組み事項について特定したうえで、責任者及び各分科会等がこれらを推進及び対応しております。

また、これらのマテリアリティに関する取り組みはサステナビリティ委員会、分科会及び法務・セキュリティ等の既存のリスク管理部門並びにコーポレート部門及び各事業部門が相互に連携して活動をモニタリングし、サステナビリティに関する活動内容として定期的に当社の取締役会へ報告する体制をとっております。

#### 1 サステナビリティ（<https://cartaholdings.co.jp/sustainability/>）

### (2) 戦略、指標及び目標

サステナビリティを巡る課題として、当社グループが特に重視するマテリアリティとして「人」「社会」「テクノロジー」「ガバナンス」「環境」について、以下に記載いたします。

#### 「人」

##### a. 社内環境整備に関する方針

当社グループは、パーパスやミッションを実現するために、局面を開いたり未知の領域に対して強いオーナーシップをもって道を切り開く人材の確保及び創出を重要な課題として捉えたうえで、採用、育成、評価、人員配置や活躍機会の創出を行うことを方針としております。

当社グループは、2019年に㈱VOYAGE GROUPと㈱サイバー・コミュニケーションズが経営統合することによって発足し、その事業領域は両法人がそれぞれ運営していたデジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業と多岐にわたっております。これらの事業を運営していくためには、両法人をそれぞれバックグラウンドに持った人材をはじめとして、当社グループとして新卒採用、中途採用、外国籍の人材などの多様性を確保し、社員一人ひとりが個の力を最大限発揮することで、継続的な事業成長を実現することができると考えております。なお、当社グループでは、女性の活躍推進についても課題として捉えたうえで、D&I推進の取り組み等を行っております。

多様性の確保に関する取り組みの詳細につきましては（ 2 ）をご覧ください。

2 DIVERSITY & INCLUSION (<https://cartaholdings.co.jp/sustainability/diversity/>)

また、当社グループは、経営統合後における文化を醸成し、当社グループが共有する価値観及び行動指針となるべき7つのバリュー「挑戦しよう。」「すべてを、自分ごとに。」「スピードは力。」「全誠実でいよう。」「違いを強さに。」「超えよう。」「いつだって楽しく。」を策定しており、これらのバリューを体現する人材を増やしていくことによって、パーパスやミッションの実現、ひいては企業価値の向上に結びつくと考えております。従って、当社グループ内においてバリューを浸透させていくことは重要な課題であるという認識のもと、社員相互間でバリューに基づく行動を取れているかをフィードバックしあう「バリューフィードバック」や、社員全員で讃え合い賞賛を送る「CARTA EVOLUTION AWARD」を半期ごとに開催してバリューの体現者を表彰する等の取り組みを行っております。

## b. 人材育成に関する方針

当社グループのミッションに基づき、オーナーシップを発揮することで、世の中の進化を推進する人材を創出していくことが重要な課題であると認識しております。これらの人材を創出していくにあたって、3つの人材育成方針、すなわち「挑戦」の促進、「技術（知×力）」の向上、「つながり」の拡大を重点的な施策として実施しております。

## &lt; 「挑戦」の促進 &gt;

当社グループでは人材の自発的な挑戦が、個人やチームひいては事業における非連続的な成長の源泉になると考えており、挑戦が事業の成長につながり事業の成長が新たな挑戦の機会を創出するという好循環を生み出すため、自ら手を上げチャレンジができる環境や取り組みを積極的に推進しております。

自ら手を上げ、経営陣と同じ目線で全社の経営課題に取り組む「経営課題改善プロジェクト CARTA CAMP」や自身のキャリアステップや取り組みたい仕事に対して手を上げ、事業部とのマッチングを図る「ジョブマッチングプログラム DIVE」、さらにCARTAの社員であれば誰でも応募できる「新規事業開発プログラム DASH」などの取り組みを行い、社員一人一人の好奇心や高い目標へ挑戦したいという気持ちを応援しております。

また、個人やプロジェクトにおいて挑戦した結果を半期ごとに開催される「CARTA EVOLUTION AWARD」にて表彰を行うなど、個人やプロジェクトでの挑戦の結果を称え合い共有することで、表彰された当事者のみならず他の社員も刺激を得る機会を設けております。その結果、更なる成長や成果貢献を目指すサイクルをもって社員の飛躍的な成長を推進しております。

## &lt; 「技術（知×力）」の向上 &gt;

当社グループはエンジニアによる技術力が当社グループの進化を推進する重要なファクターであると考えております。当社グループは、当社及び事業子会社各社にエンジニアが所属しておりますが、これらのエンジニアの共通の価値観及び指針となるCARTA Tech Visionを定め、当社グループのエンジニアはどうあるべきか、将来どうなっていくべきかということを決めております。

また、そうした指針のもとに様々な学習機会を設けております。当社グループのエンジニアがその所属会社をまたいで相互に能力を評価する「技術力評価会」という仕組みを導入しており、エンジニアの相互交流及び互いの切磋琢磨、当社グループのエンジニアの共通の価値観の醸成を実現していたり、エンジニアの継続的な成長と顧客価値向上を目指し、信頼性の高い技術書やコンテンツをまとめた「オンライン学習サービス O'Reilly Online Learning」や個々人の創造性向上や組織の生産性を向上させるためにChatGPT PlusやOpenAI APIなどのAIサービスの利用を支援する「AI実験支援制度」などを導入しております。

加えて、当社グループでは社員の知識や技術を向上させるために社員の寄贈により多くの蔵書を抱える社内ライブラリ「OASIS」を始め、社員同士が集まり1つの書籍を深く読む「読書会」の補助・推奨を行っていたり、当社グループで事業展開をしている「e-ラーニング受講支援 D-Marketing Academy」を全社員に利用公開することで自主的な学習を促したり、パートナー企業と共同で様々な角度から見聞を広める「見聞学」や、事業における失敗を共有し、未来への成功の糧に繋げる「座礁学」、経営における様々な決断をケーススタディで学ぶ「武装学」といった各種勉強会を定期的に開催しております。「進化推進」を実現する上で、多くの知識や思考をインプットし蓄えること、それらを別の観点から眺めたり問いを立てながら読むことで著者の本意の理解が進むこと、また自分なりの見解をアウトプットすることが重要であると考えております。こうした取り組みや習慣が社員の本質を追求する力の向上や進化推進を創出する源泉になると考えております。

#### < 「つながり」の拡大 >

当社グループは、2019年に㈱VOYAGE GROUPと㈱サイバー・コミュニケーションズが経営統合することによって発足し、その事業領域は両法人がそれぞれ運営していたデジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業と多岐にわたっております。また、2024年1月に本社移転を行い東京都渋谷区と東京都中央区に設けていたオフィス機能を東京都港区に統合することで物理的にも人材同士がより有機的につながりを持てる環境としたほか、社内バー「AJITO」、社内カフェ「Garden」、業務実施場所を自由に選択できるフリーアドレス制度の導入、誰でも対象とすることができる1 on 1形式のフリートーク制度「ヒトノワラリー」、オフィスにおけるリアルコミュニケーションにより創造力を高め人材の持つ力をより引き出し価値創造へ繋げていくための推進組織「UNITE委員会」による定期的な社員交流の実施等、社員同士が交流を持ちやすい環境や制度を整えております。また前項の「挑戦」の促進や「技術（知×力）」の向上につきましても、社員同士のつながりによる協働や応援、切磋琢磨を行うことで、一人で為し得るよりもさらに想像を超えた結果を生み出せると信じております。そのため、多様なバックグラウンドを持ち、さまざまな事業に携わる人材がタテ・ヨコ・ナナメの繋がりを持つことに重点を置きながら促進することで、当社グループの事業が更なる進化を遂げることができると考えております。

#### c. 高度デジタルマーケティング人材の育成に関する方針

当社グループは「デジタルマーケティング事業」と「インターネット関連サービス事業」の大きく2つの領域において事業運営を行っております。特に主幹の事業領域である「デジタルマーケティング」領域においては、業界構造や市況環境の変化及び生成系AIを始めとする新たな技術の出現などの環境要因の複雑化・高度化が進んでおります。

こうした状況の変化は今後も連続性・非連続性を問わず発生する可能性があり、「進化推進業」を志す当社グループはその折々や状況の中で、本質を捉え未来へ向けた課題解決を行っていく必要があります。広告主や生活者、そしてその間で価値提供をする中で、広告主のより経営的な課題へのアプローチ・解決を図り、生活者の生活の向上に対してより本質的なサービスの提供を図るためには、基礎となる前述の3つの人材育成方針に加え、新時代の総合提案力を持った「高度デジタルマーケティング人材」の創出を実現する必要があると考えます。

これまで当社グループでは、様々な領域に対していついかなる時も制約を受けずに自らのオーナーシップをもとに挑戦したり事業を推進させることができる人材の創出を3つの人材育成方針をもとに行ってまいりました。その結果、まだまだ途上ではありますが、当社グループ独自に展開をしている社員向けサーベイにおいてもこれらの自発的な挑戦や技術の向上、社員同士の高いつながりに関する項目においては高いスコアが見られ、今後の更なる成長に向けた素地の醸成は進んできていると考えております。そのうえで、変化の大きい環境で、高度な戦略理解や分析力を持ち、高いリーダーシップとコミュニケーション力、クリエイティブな思考力、プロジェクト管理能力を織り交ぜた多面的な問題解決力でデジタルマーケティングにおける進化推進を実現できる人材を「高度デジタルマーケティング人材」と定義し、その創出に向けて推進していきます。

そのために、良質な学びと自律的な成長を促す「各種育成制度の充実」と当社グループで実施している各種サーベイ、タレントデータを活用する「ピープルアナリティクスの実現」、当社グループに在籍する多様な社員を活かし伸ばす「D&Iの推進」について力を入れてまいります。

「各種育成制度の充実」についてはHR部門に育成専門チームを設置することや、新任マネージャー層向けに基礎理解をインプットする「マネージャー研修 Basic」と半年に一度全社のマネージャー層に対して特定のテーマでの共通理解を深める「マネージャー研修 Advanced」といった2種類のマネージャー育成施策の実施や、CARTAの次世代経営人材を育成するために全社から指名された約10名の人材が1年間を通じて日常業務では得られにくい高い質と十分な量のインプットを受けるとともに、責任あるアウトプットに取り組む機会を提供する次期経営者候補育成プログラム「NEXT GENERATION BOARD」を運営するなど取り組みの強化を図っています。「ピープルアナリティクスの実現」については、当社が独自に開発した「Know Who」プラットフォーム『ヒトノワ』にて全組織及び全社員に関わる各種データを蓄積しており、当社グループの社員の各種データを活用したより適切な採用・配置・育成に活用しております。加えて、社員向けサーベイで課題のあった評価/等級制度について継続的な理解・浸透や改定を行うことで社員の自律的な成長を実現してまいります。

また「D&Iの推進」についてはこれまで以上に「女性活躍」を今後のデジタルマーケティング領域における強みとし、今後の当社グループの経営に対する多面的な意思反映やクライアント企業への多彩な価値創出を実現する上で、意思と目標を持ってその人材輩出に取り組んでまいります。

## d. 多様性の確保に関する目標と状況

当社グループでは、ダイバーシティ&インクルージョンをマテリアリティのひとつとして特定しております。主な取り組みとしては女性社員のコミュニティ作りの一環として女性社外取締役を囲む「社員座談会」や自身の強みを活かし自分らしくリーダーシップを発揮するための「リーダーシップコーチング研修」の実施、女性特有の症状による健康課題の改善の選択肢の一つとしての「オンライン診療と低用量ピル及び医療用漢方の服薬の支援制度」の導入や社内規程における配偶者の定義を戸籍上の配偶者に限らず配偶者に相当する事実婚・同性パートナーとし、慶弔休暇や慶弔金、出産時の休暇や祝い金、家族の看護休暇などを受けることができる「パートナーシップ制度」の導入などが挙げられます。

また、前述のとおり今後の社会や顧客への提供価値の向上を目指す上で多様性の確保に関する指標として、女性の活躍推進について、「女性管理職比率」及び「高度女性人材 3」について現時点での指標及び目標を設定しております。なお、項目内に記載された比率は2024年12月末時点のものとなります。

当社グループ全体に占める女性社員の比率は43.4%、管理職の女性社員比率は17.8%、高度女性人材の比率は28.4%となっております。

これらの比率について、管理職の女性社員比率を2030年度中に30.0%以上とすること、高度女性人材の比率を2025年度中に30.0%以上、2030年度中に35.0%以上とすることを目標としております。

なお、これらの指標及び目標は現時点において暫定的な設定を含めたものであり、将来の事業の状況等を踏まえて変更する可能性があります。また、その他の項目の適切な指標及び目標については、引き続き検討を進めてまいります。

- 3 高度女性人材とは、管理職及び管理職と同等の職務内容や専門性、及び職責を有すると認められる人材をいいます。

## e. 人的資本経営に関する指標

当社グループでは、以下の各指標について継続的にモニタリングを実施しております。前事業年度及び当事業年度における実績値は次のとおりとなります。

	2022年度	2023年度	2024年度
平均年齢	34.3歳	34.6歳	34.2歳
平均勤続年数	6年11ヶ月	7年2ヶ月	7年1ヶ月
社員離職率	9.8%	8.7%	12.1%
年間平均給与	7,797千円	6,577千円	6,670千円
労働者の男女の賃金の差異	76.6%	75.8%	76.7%
男性労働者の育児休業取得率	75.0%	67.3%	82.8%
障がい者雇用率	2.4%	2.2%	2.4%

- 4 上記指標は、当社及び連結子会社における数値を集計したものとなります。
- 5 2022年度における年間平均給与は、給与制度改訂前の賞与額及び前年度の決算賞与額を含んだ数値となります。
- 6 2024年度における社員離職率は、2023年9月に公表した希望退職募集の実施による退職者数を含んでおります。

	2022年8月	2023年2月	2023年8月	2024年2月	2024年8月
eNPS	33.0	31.1	48.1	45.2	33.9

- 7 eNPS (Employee Net Promoter Score) とは、当社グループ内アンケートに基づき従業員に対して「親しい知人や友人にあなたの職場をどれくらい勧めたいか」を尋ね、「職場の推奨度」を数値化したものです。一般的な企業の平均値は 50.0から 55.0とされています。

## 「社会」

当社グループは、日本のデジタル広告黎明期から業界の発展に寄与してまいりました。テクノロジーが急速に進歩する中、デジタル広告の可能性が広がる一方で様々な課題も生じています。これらの課題に真摯に向き合い、倫理に基づいたメディア及び広告活動を継続するため、当社では「サービス向上委員会」及び「リレーションマネジメント室」を運営しております。

主な取り組みは、以下の3点です。

a. 広告倫理

責任ある広告配信を目指し、業界団体が定める倫理規定を遵守しています。一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の会員企業として、広告倫理綱領を堅持し、健全な広告エコシステムの構築に努めています。

b. 広告品質の維持

広告主のブランドを保護し、デジタル広告業界の健全な発展を目指し、無効トラフィックの排除やブランドセーフティの確保に取り組んでいます。当社は、一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の第三者検証認証基準を満たし、2021年12月1日に広告会社（広告購入者）として認証を取得しました。

c. 業界団体との連携

デジタル広告やマーケティング関連の各種団体と連携し、健全な市場の発展に向けた議論に積極的に参加するとともに、業界全体の課題解決に貢献しています。

「テクノロジー」

当社グループは、全社員の技術力向上が事業進化の重要な要素であると考えています。また、事業を支えるフルサイクルエンジニアリングの実践のため、各事業子会社所属のエンジニアが共通の価値観・指針として「CARTA Tech Vision」を共有し、相互交流や学びを促進する文化を育てています。

さらに、生成AIの社会実装を推進する目的で、2023年に「Generative AI Lab」を設立し、当社グループ横断組織として運営中です。Labでは、実装実験を中心に応用可能性を探り、サービスやプロダクトへの組み込みを推進しています。また、全エンジニアを対象に「AI実験支援制度」を導入し、ChatGPT PlusやOpenAI APIなどのAIサービス利用を支援しています。これにより、当社グループが提供するSSP、DSP、アナリティクス等の解析サービスの運用において、生成AIの活用が進んでいます。

「ガバナンス」

当社グループにおけるガバナンスに関する取り組みの状況は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。

「環境」

当社の事業活動では、パソコンやサーバーの使用に伴う電力消費が日常的に発生しています。また、提供するサービスの多くには新たな「消費」を促進する側面があり、間接的に地球資源の消費増加につながる可能性があることも認識しております。持続可能な事業環境の整備と環境保全への貢献のため、当社は「電通グループエコ・プログラム」の一環として、環境保全国際認証「ISO14001:2015」を取得し、環境パフォーマンスの向上に努めています。また、事業活動に伴うCO2排出量や廃棄物量のモニタリング、防災計画の整備を通じ、CARTAグループ全社での運用を実施しています。

さらに、2008年より「ECナビの森」として山梨県甲州市で植栽や間伐、作業路建設などの森林整備活動を定期的に行っており、2024年10月には「CARTAの森」と改称。甲州市、菱山財産区、峡東森林組合の4者で森林整備協定を締結し、活動を継続しています。本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）に貢献するとともに、国土の3分の2を占める貴重な森林資源を次世代へと引き継ぐことを目指しています。

### 3 【事業等のリスク】

当社グループは、持株会社である㈱CARTA HOLDINGSがグループ会社を統括して管理する一方、グループ会社が、国内外において多岐にわたる事業を展開しております。これらの企業活動の遂行には様々なリスクを伴います。当連結会計年度末現在において、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主なリスクは以下のとおりであります。なお、これらは当社グループで発生し得る全てのリスクを網羅しているものではありません。また、将来に関する事項については別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 事業環境に関するリスク

##### 市場動向に関するリスク

当社グループは、主にインターネット関連市場において、国内外で多様なサービスを提供しております。インターネットのさらなる普及及び利用拡大、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等の傾向は今後も継続していくものと考えておりますが、インターネット関連市場の成長が阻害されるような状況が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループでは、インターネット広告を含むデジタル広告等に係る売上高が一定の比率を占めておりますが、デジタル広告は市場の変化や景気動向の変動により広告主が出稿を増減する傾向にあります。このほか、広告主の経営状態の悪化や広告の誤配信、第三者による不正な広告成果の創出等により、広告代金が回収できなかつたり、媒体社に対して支払債務を負担する可能性があります。そのような外部環境の変動により当初想定していた収益を確保することができず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、「ブランドセーフティ」(広告掲載先の品質確保による広告主ブランドの安全性)への懸念等、市場拡大が阻害されるような要因や広告の出稿控えが生じるような事象が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。加えて、生成AIの分野の急速な発展がインターネット関連市場における既存のビジネスモデルに大きな影響を与えることも想定され、そのような事業環境の変化や新たなビジネスモデルへの対応が遅れた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのため、当社グループでは、常に最新の情報を収集し、顧客や利用者にとって付加価値の高いサービスやプロダクトを提供するべく、継続的に改善を重ね、顧客及び利用者の維持拡大に努めております。

##### 競合に関するリスク

インターネットの利用者数の増加に後押しされ、多くの企業がインターネット関連事業に参入し、商品カテゴリーやサービス形態も多岐にわたっております。そのため、当社グループでは、常に競合を意識し、既存サービスにおける新たな機能の追加、新規サービスの開発等を実施しております。しかしながら、これらの取り組みが予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループの売上高が低下する可能性があるほか、サービス価格の低下や利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、かかる場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

##### 法規制に関するリスク

当社グループの事業は様々な法規制の影響を受けております。特に、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「消費者契約法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、「職業安定法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正、監督官庁による許認可の取消又は処分、新たなガイドラインや自主的ルール策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、または既存の規制が強化された場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのため、当社グループでは、各種法令を順守するとともに、関係各所と協力して、法規制や法改正の動向に注意し、様々な施策や啓発活動等を実施しております。

##### 親会社に関するリスク

当社は、親会社である㈱電通グループとの間で2018年10月31日付で資本業務提携契約を締結し、同契約に基づき、親会社グループ各社との間で良好な関係を築き、事業シナジーを最大化させるべく様々な施策に取り組んで



おります。しかしながら、親会社グループ各社の事業戦略方針の変更、事後的に発生した想定外の事象や環境の変化等により、当初期待した効果が得られない可能性がある他、将来、何らかの事由により資本業務提携が終了する可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## (2) 事業内容に関するリスク

### 特定取引先への依存に関するリスク

当社グループにおけるデジタルマーケティング領域では、(株)電通グループの関係会社への売上高が相対的に高い割合を占めております。今後何らかの理由により同社グループとの取引量や取引条件等に変化があった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### デジタルマーケティング領域に関するリスク

当社グループにおけるデジタルマーケティング領域では、媒体社と広告会社・広告主間での取引を仲介して広告枠を売買しております。近年、予約型広告から運用型広告へのシフトやデジタル広告取引の高度化・複雑化が進行しております。そのため、当社グループでは、成長市場である運用型広告関連における収益源の多様化、高付加価値化を進めていくことで成長を図っております。しかしながら、このような環境下で、広告会社・広告主のニーズに応えたプランニングが出来ない場合や適切な広告掲載が出来ないような場合には、取引先の喪失や取引量の減少をもたらす、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、主要媒体社からの仕入取引が継続されない場合や取引条件等が変更された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び法令や公序良俗に反するコンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信に対して、独自の基準を設け規制及び管理をしております。しかしながら、予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、顧客への損害補填等が必要になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### Cookie規制に関するリスク

インターネット広告の領域において、電気通信事業法改正によるCookie（注）規制やメガプラットフォームによるサードパーティークッキー（3rd Party Cookie）廃止や利用制限の動きが進んでおり、今後、従来のターゲティング広告の実施が困難になると予想されます。そのため、当社グループでは、Cookieに依存しないプロダクトの開発を強化し、また、ファーストパーティデータの活用強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの対応の遅れや、事後的に発生した想定外の事象等により、当初期待した成果が得られない可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（注）Cookieとは、Webサイト提供者が、Webブラウザを通じて訪問者のPC等に一時的に書き込み保存させるデータのことをいいます。保存されたCookie情報を用いることで、同一のWebブラウザからの訪問であること、訪問日時、訪問回数、Webサイト内での行動履歴などを記録することができます。

### アドプラットフォーム領域に関するリスク

国内のインターネット広告市場の中でも成長領域である運用型広告において、GAFaを代表とするメガプラットフォームの影響力が拡大しております。そのため、当社グループでは、メディア支援サービス領域において当該事業者等のプロダクトをパートナーとして取り扱うことや、電通グループとの連携によるテレビ広告市場のDX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを行うなど、メガプラットフォームと競合しない領域での事業展開を推し進めております。しかしながら、当該事業者の事業戦略方針の変更等により、当社グループの事業の競争力が著しく低下する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが取り扱うインターネット広告市場では、広告の表示方法や販売手法など広告の効果を向上させるための様々な取り組みや技術の導入が行われております。そのため、当社グループでは、広告配信システムの改善、新たな機能の追加などを行うことにより、競争力の維持・強化に努めております。しかしながら、OSやブラウザ等における技術仕様やガイドラインの変更、Cookie情報やIDFA等の独自の識別子を用いた情報等の利用の制限、インターネット広告を含むデジタル広告における新たな手法や技術の出現等により、何らかの制約が生じた場合、当社グループが提供している広告配信システムの競争力が低下することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### EC領域に関するリスク

当社グループにおけるEC(電子商取引)領域では、関連法令を遵守し、商品管理体制や仕入先との契約締結を徹底しておりますが、商品に法令違反または瑕疵等があり、当該商品の安全性等に問題が生じた場合には、損害賠償責任等の発生や、信頼喪失等によって当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、商品の販売にあたっては適正な価格において必要な在庫を確保するよう努めておりますが、原材料等の輸入の停止等、製造工場における予期せぬ生産の停止等、保管先となる倉庫における火災等によって商品の継続的な供給が困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 投資領域に関するリスク

当社グループでは、事業方針に則り、インターネット関連の企業に対して投資を実施しております。これらの投資は、それぞれの投資先企業と当社グループとの事業上のシナジー効果等を期待して実行しておりますが、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなることや減損会計適用による評価損が発生することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 事業領域の拡大に関するリスク

当社グループは、多くの新しいサービスを創出し、新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。しかしながらこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でも、当社グループのリスク要因となる可能性があります。そして、新規事業の参入のため、新たな人材の採用、システムの購入や開発、営業体制の強化など追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。

また、新規に参入した事業の市場拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げるができないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や消却により損失が生じる可能性があります。かかる場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### M&Aに関するリスク

当社グループでは、M&A(企業買収等)を重要な成長戦略のひとつとして位置づけ、積極的に推進しております。M&Aに関する基本方針を定め、それに基づき収益性や成長性に加え資本コストの観点も考慮した上で対象企業を審査しております。加えて、特に広告領域における垂直統合戦略に合致する等、既存事業とのシナジーが期待できる案件についてはM&Aを積極的に検討し、当社グループと対象企業の事業運営ノウハウ等を融合することによって、より大きなシナジーを生み出すことに取り組んでおります。しかしながら、当初見込んだ効果が発揮されない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、M&Aの対象企業の財務内容、契約関係等について詳細な事前審査を行い十分にリスクの検討をした上で決定しておりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じた場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

さらに、M&Aにより、当社グループが行っていなかった新たな事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わることとなります。

### (3) 事業運営に関するリスク

#### コーポレート・ガバナンスに関するリスク

当社グループでは、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう体制を構築、整備、運用しております。また、取締役会内でも独立社外取締役を複数名選任し、経営の意思決定・業務執行の監督を強化しております。さらに、代表取締役直属の内部監査部門を設置し運営することにより、適法かつ適正なコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。しかしながら、コーポレート・ガバナンスが想定通りに機能せず、ガバナンス不全に陥った場合、また、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 特定経営者への依存及び人材確保に関するリスク

当社グループの事業においては、システムを構築及び維持する技術者のほか、各事業分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業容拡大に応じて継続した人材の確保が必要であると考えており、人材採用と

人材育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、今後、各事業分野及び地域における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合又は現在在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となるような事態が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 情報セキュリティ、通信ネットワークシステム及びシステムに関するリスク

当社グループでは、安全に安心して利用できるサービスを顧客及びユーザーに提供するため、情報セキュリティの向上に取り組んでおります。また、情報セキュリティにおける適切なリスク対応や事業継続性の向上、業務効率の改善に向けて、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001の認証を取得しております。しかしながら、これらの取り組みが及ばず、自然災害や事故、アクセス増加等の一時的な過負荷、外部委託先の通信ネットワークに発生した障害、又は当社グループ、取引先、会員もしくはその他の利用者のハードウェアもしくはソフトウェアの欠陥等により、当社グループあるいはプロバイダのサーバが作動不能に陥り、正常なサービス提供等に支障が生じ又はシステムが停止する可能性があります。また、ウィルス、不正な手段による外部からのシステムへの侵入等の犯罪又は役職員の過誤等により、当社サービスのプログラムの書き換え、作動不能、当社サービスの不正な利用、重要なデータの消去又は不正入手等が発生する可能性もあります。サーバの作動不能や欠陥に起因する取引の停止等については、収益機会の喪失、当社グループのシステム自体への信頼性低下又は損害賠償請求等が生じる可能性のほか、監督官庁からの行政処分等を受ける場合があります。また、当社サービスの不正利用については、適切な求償先を求めることができない場合、当社グループの損害となります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 個人情報等の取り扱いに関するリスク

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。現在、当社グループの一部のサービス利用に当たっては会員登録や商品の販売等を通じて、住所、氏名、性別、年齢等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。これらの情報の管理について、当社グループは、プライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、各サービスの事業内容に応じて法令及び行政機関又は事業者団体等が定めるガイドラインを遵守し、適切な情報管理を行っております。しかしながら、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの瑕疵、役職員や提携事業者の過誤、自然災害などによる情報の外部流出の可能性は皆無とは言えず、これを理由に法的紛争に巻き込まれる可能性又は当社グループの信用が低下する可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの事業においては、個人のプライバシー権を尊重しつつ、ユーザーのCookie情報やIDFA等の独自の識別子を用いた情報等を使用し、ユーザーに有益な広告及び情報等の提供を実現しております。しかしながら、国際ルールに基づく規制等によって、プライバシーを含めた個人情報の取り扱いに関する取引条件等の変更が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 知的財産権に関するリスク

当社グループは、技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の保護に努めるとともに、当社グループの役職員による第三者の知的財産権の侵害が発生しないよう、啓発及び社内管理体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、不測の事態、あるいは何らかの不備により、当社グループが使用する技術・コンテンツ等が第三者の知的財産権等を侵害してしまい、その結果権利者より当該侵害を主張され、その防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生する可能性があります。また、将来当社グループによる特定のコンテンツ又はサービスの提供もしくは特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 自然災害及び有事に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電等の事故、広範囲な感染症の拡大、国際紛争等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの主要な事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、かかる場合当社の信頼性やブランドイメージを

毀損するだけでなく、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当社グループの主力事業が属する事業環境としまして、広告業界全体はコロナ禍を抜け回復基調にあり、特にDX(デジタルトランスフォーメーション)の進展が業界の変革を加速させております。インターネット広告業界は引き続き堅調な成長を見せており、運用型広告の分野ではAIやデータ活用の高度化によってさらなる進化が進んでおります。一方で、個人情報保護に関する規制強化の影響により、cookieに依存しない広告運用への対応として、プライバシーを尊重しつつ、広告効果を維持・向上させるための新しい技術の開発やデータ戦略の構築が求められております。

こうした環境のもと、当連結会計年度において当社グループは、2023年2月に発表した「新中期経営方針」に基づき、既存事業の構造改革に取り組み、成長領域への投資に取り組んでまいりました。

マス広告領域におけるDX推進への取り組みの一環として、運用型テレビCMサービスを提供する(株)テレシーへの投資を進める一方で、デジタルマーケティング領域ではプライバシー保護の意識が高まる中で、cookieに依存しない広告技術やデータ活用にいち早く対応するべく、当社のデジタルマーケティング事業が提供する自社プロダクトの進化とともに、(株)CARTA COMMUNICATIONS、(株)CARTA MARKETING FIRM及び(株)DataCurrentでは新しいソリューションを市場に提供してまいりました。特に、cookieを使用しないターゲティング技術や、1st Party Dataや共通ID等の活用サポートは、多くの顧客企業から高い評価をいただいております。顧客企業の進化を支援するだけでなく、業界全体の進化に貢献する一歩を踏み出すことができた一年であったと考えております。

また、生成AIの活用推進にも積極的に取り組み、Generative AI Labを社内に立ち上げ、様々な領域でPOC(概念実証)に取り組むだけでなく、実際の業務プロセスのなかに組み込むことで生産性向上も実現しつつあります。

加えて、社員一人ひとりが新たな挑戦に取り組む姿勢を持ち続けたことも、当社の成長を支える原動力となっております。「期待を超える『進化』」をテーマに掲げ、社内外での研修や学びの機会を拡充し、成長する企業文化の形成に、取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は24,275百万円(前期比0.7%増)、前連結会計年度に実施した固定費を中心としたコスト削減の効果により販売費及び一般管理費が減少したため営業利益は2,139百万円(同64.4%増)、経常利益は2,384百万円(同32.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,688百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,360百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

#### (デジタルマーケティング事業)

広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等を行っております。

直販取扱高の増加及び電通グループとの新規協業取扱高が増加している一方で、代理店取引における予約型広告の取扱高が低調に推移したため売上高は16,331百万円(前期比3.7%減)、前連結会計年度に実施した固定費を中心としたコスト削減の効果により販売費及び一般管理費が減少したため、セグメント利益は1,705百万円(同90.9%増)となりました。

#### (インターネット関連サービス事業)

メディア・ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営を行っております。

売上高は8,035百万円(前期比11.8%増)、セグメント利益は433百万円(同6.3%増)となりました。

## 財政状態の状況

### (資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末より1,518百万円減少し、48,344百万円となりました。これは、主に売掛金と敷金及び保証金の減少によるものであります。

### (負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末より2,178百万円減少し、23,852百万円となりました。これは、これは、主に未払金の減少によるものであります。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末より659百万円増加し、24,492百万円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ821百万円増加し、14,349百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは2,576百万円の増加(前年同期間は1,739百万円の増加)となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益の計上により資金が増加したものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは756百万円の減少(前年同期間は2,775百万円の減少)となりました。主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入により増加したものの、有形固定資産の取得による支出により資金が減少したものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,203百万円の減少(前年同期間は1,610百万円の減少)となりました。主な要因は、配当金の支払により資金が減少したものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループの事業内容は多岐にわたっており、受注生産形態をとらない事業も多いことから、セグメント別に生産の規模及び受注の規模を金額あるいは数量で示すことが馴染まないため、記載しておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	前期比(%)
デジタルマーケティング事業(百万円)	16,239	4.1
インターネット関連サービス事業(百万円)	8,035	+11.8
合計(百万円)	24,275	+0.7

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 直近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)電通デジタル	3,102	12.9	3,245	13.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における経営成績等の状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。また、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 経営成績等の状況

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。また、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

b . 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況につきましては、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資金需要及び資金調達につきましては、当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるために、新サービス及び新規事業に取り組んでいく考えであります。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施致します。



## 5 【経営上の重要な契約等】

(資本業務提携契約)

2019年1月1日付で、当社は、(株)電通(現 (株)電通グループ)(以下「電通」といいます。)との間で資本業務提携契約を締結しております。

### 1．業務提携の内容

当社と電通は、以下の事項に関する提携・協力の可能性について誠実に協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

デジタル広告領域全体(ブランド広告及びパフォーマンス広告)におけるプラットフォームの強化及び連携の推進による収益性の向上

オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進

広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優位性の構築

広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進

事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大

電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求

乃至 に定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、両者間で別途合意するもの

### 2．資本提携の内容

2019年1月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、(株)サイバー・コミュニケーションズを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。株式交換により、当社は、電通が有する(株)サイバー・コミュニケーションズの発行済株式の全部を取得し、電通に対して当社の普通株式13,441,506株を割当て交付しております。株式交換により、電通は当社の親会社となり、当社は電通の連結子会社となっております。

電通が所有する議決権の数及び議決権所有割合は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」に記載のとおりであります。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,980百万円で、 主要なものは当社の本社移転に伴う建物及び工具、器具及び備品の取得であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物	工具、器 具及び備 品	リース 資産	ソフト ウェア	その他		合計
㈱CARTA HOLDINGS (東京都港区)	全社(共通)	ネ ッ ト ワ ー ク 関 連 機 器 及 び 業 務 施 設 等	1,262	345	9	27	0	1,646	117 (40)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (2) 国内子会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日 現在発行数(株) (2025年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,300,971	25,300,971	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	25,300,971	25,300,971		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 [3]
新株予約権の数(個)	210 [210]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,000 [21,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,692(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年4月27日 至 2029年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 1,692 資本組入額 846
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後  
行使価額 = 調整前  
行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

3. (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 第1条第2項及び前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合
- (b) 当社又は当社の子会社において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社又は当社の子会社の内外を問わず不正又は不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社又は当社の子会社の就業規則その他社内規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合
- (c) 新株予約権者の都合により退任若しくは退職（以下「退任等」という。）した場合又は退任等の意思を表明した場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員（執行役員を含む。）に就任した場合、及び任期満了に伴う退任又は定年退職その他当社が特段の事由があると認めた場合を除く。）
- (d) 新株予約権者が第4項に定める相続可能期間外（2024年5月13日から2026年4月26日まで）に死亡した場合
- (e) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を甲に申し出た場合
- (3) 新株予約権者が2026年4月27日から2029年4月26日までに死亡した場合、新株予約権者の法定相続人（以下「相続承継人」という。）は、次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- (a) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (b) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (c) 相続承継人は、第1条第1項第6号所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができる。
- (e) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (d) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権者は、新株予約権を譲渡することができない。また、新株予約権に対する担保権の設定、担保権設定の予約その他の一切の処分を行うことができない。
5. (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認の日以降、新株予約権は行使することができないものとし、当社は、当該承認の日をもって、新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、当該承認の日までに、当社が当該承認の日以降の新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 甲が、組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (a) 合併（甲が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (b) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (c) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- (d) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (e) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
6. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

決議年月日

2024年4月26日

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8 [8]
新株予約権の数(個)	760 [760]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 76,000 [76,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,692(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年4月27日 至 2034年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 6	発行価格 1,692 資本組入額 846
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$
- また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
3. (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。但し、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、甲の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 第1条第2項及び前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合
- (b) 当社又は当社の子会社において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社又は当社の子会社の内外を問わず不正又は不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社又は当社の子会社の就業規則その他社内規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合
- (c) 新株予約権者の都合により退任若しくは退職(以下「退任等」という。)した場合又は退任等の意思を表明した場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(執行役員を含む。)に就任した場合、及び任期満了に伴う退任又は定年退職その他甲が特段の事由があると認めた場合を除く。)
- (d) 新株予約権者が第4項に定める相続可能期間外(2024年5月13日から2026年4月26日まで)に死亡した場合
- (e) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を甲に申し出た場合
- (3) 新株予約権者が2026年4月27日から2034年4月26日までに死亡した場合、新株予約権者の法定相続人(以下「相続承継人」という。)は、次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。但し、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- (a) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (b) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- (c) 相続承継人は、第1条第1項第6号所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができる。
4. 新株予約権者は、新株予約権を譲渡することができない。また、新株予約権に対する担保権の設定、担保権設定の予約その他の一切の処分を行うことができない。

- 5 . (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認の日以降、新株予約権は行使することができないものとし、当社は、当該承認の日をもって、新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、当該承認の日までに、当社が当該承認の日以降の新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 甲が、組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (a)合併（甲が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (b)吸収分割  
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (c)新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- (d)株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (e)株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- 6 . (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年5月20日 (注)2	普通株式 18,600	普通株式 25,462,652	7	1,104	7	9,919
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)1	普通株式 34,200	普通株式 25,496,852	7	1,111	7	9,927
2021年1月1日～ 2021年6月30日 (注)1	普通株式 98,600	普通株式 25,595,452	39	1,150	39	9,966
2021年6月30日 (注)3	普通株式 289,420	普通株式 25,306,032		1,150		9,966
2021年7月1日～ 2021年12月31日 (注)1	普通株式 337,100	普通株式 25,643,132	259	1,410	259	10,225
2022年1月1日～ 2022年4月30日 (注)1	普通株式 50,400	普通株式 25,693,532	30	1,441	30	10,256
2022年5月18日 (注)2	普通株式 5,873	普通株式 25,699,405	7	1,448	7	10,264
2022年5月1日～ 2022年12月31日 (注)1	普通株式 116,800	普通株式 25,816,205	65	1,514	65	10,330
2022年11月30日 (注)4	普通株式 652,234	普通株式 25,163,971		1,514		10,330
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)1	普通株式 5,000	普通株式 25,168,971	3	1,517	3	10,333
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)1	普通株式 132,000	普通株式 25,300,971	96	1,614	96	10,430

- (注) 1. 発行済株式総数及び資本金並びに資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。  
2. 発行済株式総数及び資本金並びに資本準備金の増加は、譲渡制限付株式の発行によるものであります。  
3. 2021年6月15日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2021年6月30日付けで自己株式289,420株を消却いたしました。  
4. 2022年11月15日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2022年11月30日付けで自己株式652,234株を消却いたしました。

## (5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	20	130	42	95	19,503	19,797	-
所有株式数 (単元)	-	10,655	1,916	135,908	18,535	160	85,646	252,820	18,971
所有株式数 の割合(%)	-	4.21	0.76	53.76	7.33	0.06	33.88	100.00	-

## (6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
㈱電通グループ	東京都港区東新橋1丁目8-1	13,441,506	53.13
宇佐美 進典	東京都新宿区	1,869,154	7.39
日本マスタートラスト信託銀行 ㈱(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	907,200	3.59
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT T REATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	535,000	2.11
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDUCITS CL IENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT(常任代理 人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	510,000	2.02
CARTA HOLDINGS社員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒル ズステーションタワー36階	498,324	1.97
石橋 拓朗	福岡県福岡市西区	480,000	1.90
永井 詳二	東京都港区	432,400	1.71
永岡 英則	東京都武蔵野市	372,084	1.47
伊集院 敏	東京都板橋区	270,000	1.07
計		19,315,668	76.34

(注) 上記の所有株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式数は、全て信託業務に係るものです。



## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,282,000	252,820	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 18,971		
発行済株式総数	25,300,971		
総株主の議決権		252,820	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	25	37,100
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	-	-	-	-
保有自己株式数	25	-	25	-

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、DOE(注)6%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しましては、東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目安として、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当連結会計年度の剰余金の配当については、1株当たり56円(うち中間配当27円)とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

(注) DOE(自己資本配当率) : 年間配当総額 ÷ 自己資本

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年8月9日 取締役会決議	683	27
2025年2月13日 取締役会決議	733	29

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

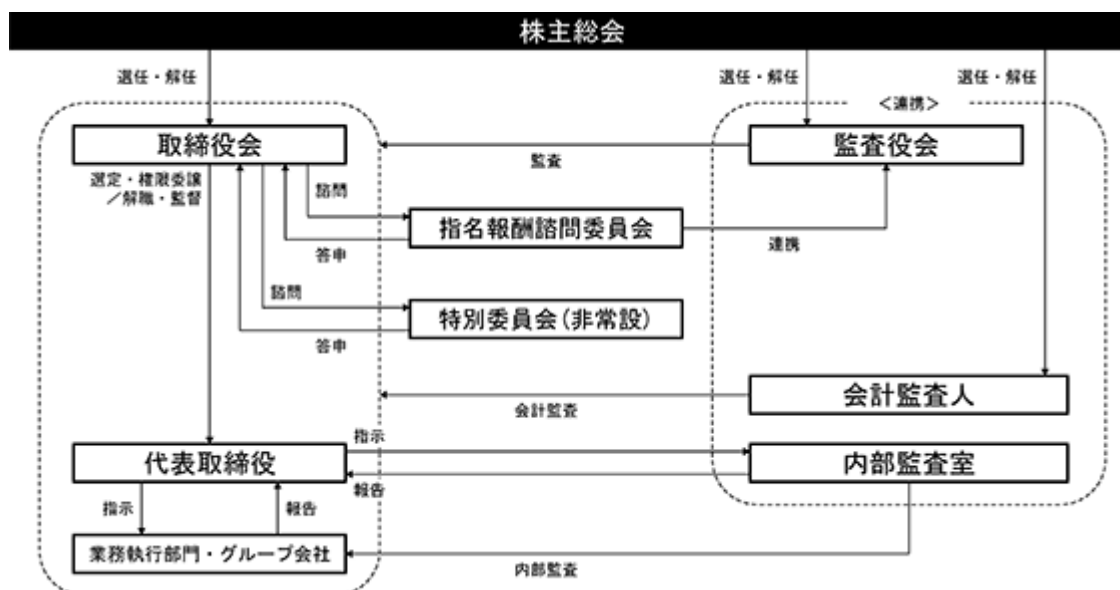
当社は、ステークホルダーである株主、従業員、取引先等を重視する基本方針のもとに、経営環境の変化に迅速かつ確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を高めることを重要な経営課題の一つと考えております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会と連携して、内部監査及び監査役の監査機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の効率性、透明性を向上させるよう努めております。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

#### a . コーポレート・ガバナンス体制

当社の本有価証券報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



#### b . 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成されております。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

社外監査役及び社外取締役は、業界に対する知見、経営全般に対する高い見識、会計に関する専門知識を持つメンバーで構成されており、当社の取締役会に出席し、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査室と適宜に情報共有や意見交換を行っており、不正防止や誤謬の防止に努めております。

以上のことから、当社の業務の適正性が確保できると考えられるため、現行の体制を選択しております。

#### イ 取締役及び取締役会

取締役会は取締役6名で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役は取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

なお、取締役会の構成員は、「(2) 役員 の状況 役員一覧」に記載の役員であり、議長は代表取締役社長執行役員兼CEOの宇佐美進典です。

#### ロ 監査役会

監査役会は、社外監査役2名(うち常勤監査役1名)と監査役1名の計3名で構成されており、毎月1回定

時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。

なお、監査役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の監査役であり、議長は常勤監査役の野口誉成です。

#### 八 内部監査室

内部監査室は、コンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部署の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

#### 二 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、2021年10月19日付の取締役会において、任意の諮問機関として当社の取締役の指名及び報酬に関して、当社における取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を目的として過半数以上を独立社外取締役で構成する委員会として設置され、取締役会の諮問に応じて取締役の指名や報酬に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

#### c . 内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関わる基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査室を設置し、専任の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

#### d . リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備の状況については、取締役執行役員CF0を担当役員とし、コーポレート本部を責任部署といたします。コーポレート本部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、随時取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

#### e . 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立しております。また、当社の内部監査室による業務プロセス監査、内部統制監査等の内部監査により、関係会社の業務の適正を確保しております。

監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができます。

#### f . 責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### g . 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、並びに子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社が保険料を全額負担する条件で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

#### 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項における賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できることを目的とするものであります。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会の開催回数及び個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
宇佐美 進典	12回	12回
新澤 明男	12回	11回
永岡 英則	12回	12回
齋藤 太郎	12回	12回
石渡 万希子	12回	12回
渡辺 尚	12回	12回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

取締役会では、事業計画、予算立案、内部統制及び決算の承認等の経営上の重要な業務執行に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

## 指名報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会の開催回数及び委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
宇佐美 進典	7回	7回
齋藤 太郎	7回	7回
石渡 万希子	7回	7回
渡辺 尚	7回	7回

指名報酬諮問委員会では、当社取締役及び執行役員等の経営幹部の指名・選解任及び報酬について、取締役会の諮問に基づき審議し、その結果を取締役会において答申しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性6名 女性3名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 兼CEO	宇佐美 進典	1972年10月12日	1996年4月 1999年10月 2002年9月 2005年12月 2019年1月 2021年9月 2022年3月 2023年1月 2024年1月 2025年1月	トーマツコンサルティング(株)(現 デロイトトーマツコンサルティング 合同会社)入社 (株)アクシブドットコム(現 当社) 設立 (株)アクシブドットコム(現 当社) 代表取締役社長兼CEO (株)サイバーエージェント 取締役 当社 代表取締役会長 (株)アイスタイル 取締役(現任) 当社 代表取締役会長兼CEO 一般社団法人日本インターネット ポイント協議会 代表理事(現任) 当社 代表取締役 社長執行役員 当社 代表取締役 社長執行役員兼 CEO(現任)	注3	1,869,154
取締役 執行役員CFO	永岡 英則	1972年8月11日	1996年4月 2000年5月 2000年9月 2024年1月 2024年3月 2024年12月	(株)コーポレートディレクション 入社 (株)アクシブドットコム(現 当社) 入社 同社 取締役CFO 当社 取締役 執行役員CFO(現任) ビジョン(株) 社外取締役(現任) メドピア(株) 社外取締役(現任)	注3	372,084
取締役 執行役員CSO	梶原 理加	1979年12月9日	2003年12月 2023年1月 2025年1月 2025年1月 2025年3月	(株)サイバー・コミュニケーションズ(現 当社)入社 当社 執行役員 グループコミュニ ケーション本部 本部長(現 任) 当社 サステナビリティ推進室長 (現任) 当社 サステナビリティ委員会委 員長(現任) 当社 取締役 執行役員CSO(現 任)	注3	4,200
取締役	石渡 万希子	1972年5月21日	1995年4月 1998年9月 2004年4月 2007年4月 2009年9月 2015年4月 2017年10月 2021年3月 2022年1月 2023年3月	UBS証券(株) 入社 エル・ピー・エル日本証券(株)(現 PWM日本証券(株)) 入社 ハートフォード生命保険(株) 入社 フィデリティ投信(株) 入社 (株)B4F 営業統括責任者、Co- Founder Farfetch Japan(株) 代表取締役 Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd. Founder, Managing Director 当社 社外取締役(現任) Natural Leadership Coaching (Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd. より事業承 継) Owner/Principal (現任) (株)Sun Asterisk 社外取締役(現 任)	注3	



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	渡辺 尚	1964年12月11日	1989年4月 (株)テンポラリーセンター(現 (株)パソナ) 入社 1989年10月 株式会社メディカルパワー(現 (株)パソナ) 出向 1993年12月 (株)人材交流システム機構(現 (株)パソナキャリア) 出向 1997年4月 (株)パソナキャリアアセット(現 (株)パソナキャリア) 代表取締役社長 2010年3月 (株)パソナ 取締役副社長 パソナキャリアカンパニー プレジデント 2010年8月 (株)パソナグループ 取締役 2018年8月 同社 副社長執行役員 2021年12月 (株)フリーダムワン 代表取締役社長(現任) 2022年3月 (株)CLホールディングス 社外取締役(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(現任) 2024年5月 (株)クリーク・アンド・リバー社 社外取締役(現任)	注3	
取締役	北原 整	1968年7月15日	1991年4月 (株)電通 入社 東京本社 雑誌局 1997年5月 同社 営業局 営業部 2010年12月 同社 営業局 営業部長 2017年1月 同社 営業局 局長補 2019年1月 同社 ビジネスプロデュース局長 2022年1月 同社 執行役員(現任) 2022年1月 楽天データマーケティング(株) 取締役(現任) 2022年1月 (株)電通デジタル 代表取締役 2023年1月 同社 取締役(現任) 2023年3月 当社 取締役(現任) 2023年6月 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 理事(現任) 2024年1月 (株)電通プロモーションプラス 取締役 2024年3月 (株)セプテーニ・ホールディングス 取締役(現任)	注3	
常勤監査役	野口 誉成	1971年4月3日	1996年4月 日本オラクル(株) 入社 2001年4月 Oracle Corporation 転籍 2006年4月 日本オラクル(株) 転籍 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP(現 当社) 常勤社外監査役(現任) 2017年8月 rakumo(株) 社外監査役(現任) 2022年12月 PicoCELA(株) 社外監査役(現任)	注4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	波多野 日出夫	1971年 9月17日	1994年 4月 ゼネラル石油 入社 2001年 5月 Purdue University MBA 修了 2005年11月 エクソンモービル アジア太平洋 地域 クレジット コントロールア ドバイザー 2015年 4月 ジクシス(株) 内部統制部長 2016年 5月 東燃ゼネラル石油(株)(現 ENEOS(株)) 統合推進・グループ経営管理準備 室 シニアマネージャー 2016年10月 アマゾンジャパン合同会社 イン ターナル・オーディット・マネー ジャー 2019年 8月 日産自動車(株) 日本内部監査室長 2021年 4月 同社 チーフ・インターナル・ オーディター(グローバルモノブ くり/日本・アセアン地域監査統 括) 2022年 8月 (株)電通グループ DJN 内部監査オ フィス エグゼクティブ・ディレ クター 2023年 1月 同社 dentsu Japan 執行役員 内 部監査担当 2023年 3月 当社 監査役(現任) 2024年 1月 (株)電通グループ グループマネジ メント兼グローバル内部監査責任 者(現任) 2024年 3月 (株)セブテーニ・ホールディングス 監査役(現任)	注 5	
監査役	澤田 静華	1971年 2月11日	1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任あず さ監査法人)入所 2001年 4月 公認会計士登録 2004年 1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長(現任) 2006年 7月 (株)サンブリッジ 監査役 2011年 7月 税理士登録 2012年 3月 (株)クロス・マーケティング(現 (株)クロス・マーケティンググルー プ)監査役 2012年12月 (株)みんなのウェディング 監査役 2016年 6月 (株)ウィルグループ 社外監査役 (現任) 2017年 6月 (株)ネットジンザイバンク(現 フォースタートアップス(株))監査 役 2022年 2月 (株)オプロ 社外監査役(現任) 2023年 5月 (株)TSIホールディングス 社外監 査役(現任) 2025年 3月 当社 社外監査役(現任)	注 6	
計					2,245,438

- (注) 1. 取締役石渡万希子及び渡辺尚は社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成及び澤田静華は社外監査役であります。
3. 2025年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2023年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2025年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の石渡万希子氏は、金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待し、社外取締役として選任しております。

社外取締役の渡辺尚氏は、人材関連事業を中心とした企業経営やM&A、投資等に精通しており、当社の組織人材戦略をはじめ、採用、教育、研修等を含めた幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待し、社外取締役として選任しております。

社外監査役の野口誉成氏は、世界有数のソフトウェア企業のグローバル内部監査に携わった経歴があり、その知識と経験に基づく高い専門性により監査を適切に遂行できることが期待できることから、社外監査役として選任しております。

社外監査役の澤田静華氏は、公認会計士としての専門的な知識及び上場会社を含む複数の企業における社外監査役の経験を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただくことを期待できることから、社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役2名及び社外監査役2名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。社外取締役及び社外監査役は、会計監査人との間で監査結果の聴取及び随時の意見交換を行うことで相互に連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

## a. 監査役監査の組織・人員

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

役職	氏名	経歴等
常勤監査役(社外)	野口 誉成	世界有数のソフトウェア企業でグローバル内部監査の経験があり、その知識と経験に基づく高い専門性により監査を実施しております。
非常勤監査役(社外)	澤田 静香	公認会計士の資格及び上場会社を含む複数の企業における社外監査役の経験を有しております。その専門的な知見と幅広い経験により監査を実施しております。
非常勤監査役	波多野 日出夫	㈱電通グループの内部監査責任者を務めており、複数会社での内部監査の経験及び専門性を活かし適切な監査を実施しております。

なお、監査役専任の補助使用人は設置しておりませんが、経理財務担当・法務担当・内部統制担当・人事労務担当・内部監査担当をはじめとする各部門の従業員が、監査役の求めに応じて必要な情報を提供しております。また、監査役からの指示を受けた従業員は、その指示に関しては取締役からの指揮命令を受けることなく、監査役の指示に協力しております。

## b. 監査役監査の手続き

監査役は、以下の方法により監査を実施しております。

- ・取締役会への出席
- ・取締役、執行役員等との意見交換
- ・経営会議・管理部門会議等各種会議への出席および資料の閲覧
- ・役員、従業員等へのヒアリング
- ・内部監査部門メンバー全員との定例会議および随時の意見交換
- ・会計監査人からの監査結果の聴取および随時の意見交換
- ・財務諸表、事業推進会議資料などの会計資料の閲覧
- ・ワークフローシステムによる重要書類等の閲覧

## c. 監査役会の活動状況

監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

1回あたりの平均所要時間は1時間です。

当事業年度の各監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席回数	出席率
常勤監査役(社外)	野口 誉成	14回中14回	100%
非常勤監査役(社外)	茂田井 純一	14回中14回	100%
非常勤監査役	波多野 日出夫	14回中14回	100%

d. 監査役会における具体的な検討内容

当社の監査役会は、「同日に実施される取締役会の議題事前検討」・「全社的リスク管理についての議論」・「取締役、執行役員等を1名ゲストとして招聘しての意見交換」の3部構成になっております。

当事業年度に監査役会で議論された主な内容(抜粋)は以下のとおりです。

<人的資本>

- ・ キャリアオーナーシップと制度設計
- ・ 従業員の生産性向上とモニタリング
- ・ オフィス統合後の従業員の状況
- ・ 早期希望退職制度実施後の従業員の状況
- ・ 男性育休取得者の意識
- ・ 若年層社員のマネジメント
- ・ 特定部門の退職状況と原因
- ・ 投資事業の人員構成
- ・ 海外事業人材の状況
- ・ 内部監査室の人員計画案

<技術力>

- ・ AI利用に伴うエンジニアの仕事の仕方の変化
- ・ AI利用で作成したコードのレビュー体制
- ・ AI利用促進施策の進捗状況
- ・ エンジニアの事業に寄り添う姿勢の評価
- ・ エンジニアの好奇心を喚起する仕組み
- ・ エンジニアのモチベーション維持施策
- ・ エンジニアのトレーニング体制
- ・ クラウド技術の効率的利用

<ガバナンス>

- ・ 取締役および執行役員の選任についての考え方
- ・ 報酬体系の議論の進捗状況
- ・ 最適なガバナンス体制
- ・ 内部通報制度の運用状況報告と健全な組織の状態
- ・ 懲戒審査委員会の出席者および懲戒審査の進め方
- ・ 事業子会社の体制変更内容とその意図
- ・ 主要事業子会社統合後の執行体制
- ・ 事業子会社役員等の職務執行確認
- ・ 内部監査部門と社外取締役の連携内容
- ・ サステナビリティ委員会の活動内容
- ・ 危機管理広報のプロセス整備状況
- ・ 親子上場に対する外部からの意見と他社事例
- ・ サイバーセキュリティリスク対策の実施状況

<事業>

- ・ 通期業績見通しのレンジについて
- ・ 外部環境の変化状況と不確実性
- ・ クライアントのコンプライアンス管理状況
- ・ 特定事業子会社の好業績の背景
- ・ 特定事業子会社の再編の進捗状況
- ・ 債権回収の遅延状況

<投資>

- ・過去の投資パフォーマンス
- ・過去のファンド出資の実績
- ・現在の投資環境
- ・LP出資の利点
- ・LP出資により得られた情報の社内共有状況

<三様監査>

- ・会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の審議
- ・会計監査人を変更しないことの確認
- ・会計監査人の監査報酬同意監査役会
- ・監査計画の事前審議
- ・監査役会監査報告書の事前審議
- ・今年度の内部監査業務の振り返り
- ・現場ヒアリングの効用
- ・来年度の内部監査計画案
- ・内部監査計画の運用アイデア
- ・内部通報の内容

<その他>

- ・親会社とのシステム連携の現状
- ・親会社グループ企業間の人材交流施策
- ・親会社からの管理職や従業員へのサーベイへの協力状況
- ・環境対応の活動内容
- ・事業会社広報の課題
- ・情報発信量と認知度向上の相関

## 内部監査の状況

内部監査は、内部監査担当部門である代表取締役直轄の内部監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は監査役会および会計監査人とも密接な連携をとっており、相互の情報交換・意見交換を行うことで、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## b. 継続監査期間

6年間

## c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 新垣 康平

指定有限責任社員 業務執行社員 江澤 修司

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他18名となっております。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬などを総合的に勘案し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

有限責任 あずさ監査法人は、これらの観点において十分に評価できるものと考え、会計監査人に選定いたしました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人と監査役との定例ミーティングでの議論、会計監査人と経営者・管理部門・内部監査室等とのコミュニケーションの状況、会社計算規則第131条に基づく会計監査人の品質管理体制についての説明などに基づき評価した結果、有限責任 あずさ監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	68		75	
連結子会社				
計	68		75	

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a．を除く)  
該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針  
監査日数、当社のグループ規模・業務の特性等の要素を勘案した上で決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由  
当社の監査役会は、取締役から資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。



#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。また、当社は、2023年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

監査役報酬額は、監査役協議により決定しております。

取締役報酬については、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めております。なお、当時の取締役の員数は7名であります。また、監査役報酬については、2025年3月29日開催の定時株主総会の決議により、報酬総額を年額30百万円以内と定めております。なお、当時の監査役の員数は3名であります。

当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。)といたします。本制度に係る報酬枠を現在の報酬枠の内枠として設定することにつき、株主の皆様へ承認を頂いております。なお、当該株主総会終結時点において、対象取締役の員数は5名であります。

当社は、2024年3月23日開催の第25回定時株主総会において、当社の非業務執行取締役を除く取締役に対し、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内、新株予約権の数の上限を年500個以内とすることを決議しております。また、新株予約権1個あたりの目的である株式数は100株となります。当該株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役の員数は3名であります。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を、コーポレートガバナンスにおける重要事項として位置付け、以下の方針に則り、報酬制度および報酬内容を決定する。

- (1) 経営理念の実現を促すものであること
- (2) 優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること
- (3) 当社の中長期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期的な成長を強く動機づけるものであること
- (4) 短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
- (5) 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

##### 2. 報酬構成

取締役の報酬等は、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等(現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権)により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 3. 取締役の報酬等の決定体制

当社は取締役の指名および報酬等に係る手続きの公正性、透明性および客観性の強化等を目的に、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会を設置している。取締役の報酬制度および個人別の報酬額については当該指名報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会にて決定するものとする。

##### 4. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

5. 業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業務執行の成果に対する意識を高めるため、取締役会で決定する業績指標を反映した現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権とする。

現金報酬は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標の値は中期経営計画等と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

株式報酬としての募集新株予約権は、経営上の必要に応じて、当社の取締役会（法令により求められる場合は当社の株主総会）にて、当該募集新株予約権の発行、およびその内容（新株予約権の数、新株予約権と引換えに払い込む金銭、その他新株予約権の発行に必要な事項等）を決定するものとする。

6. 金銭報酬の額または業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会にて決定するものとする。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	139	95	44	11	3
監査役 (社外監査役を除く)					
社外役員	33	33			5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び連結子会社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

## 株式会社CARTA VENTURESにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社CARTA VENTURESについては以下のとおりであります。

## a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式会社CARTA VENTURESは、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有することがあります。保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、每期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却します。

)銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	55	902
非上場株式以外の株式	5	291

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	5	109	新規投資したため、株式数が増加しております。
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	5
非上場株式以外の株式		

)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
AI CROSS(株)	81,000	81,000	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	135	102		
tripla(株)	51,500	51,500	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	88	81		
(株)CaSy	51,000	51,000	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	45	47		
(株)Amazia	47,800	47,800	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	16	14		
(株)TORICO	6,880	6,880	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	5	6		

(注) 上記の銘柄について、定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を以下の通り検証しております。

保有目的に関しては、相手先企業との業務提携、取引関係があり、事業面での株式保有の意義があるか、当社グループの事業継続にとって必要不可欠な重要な取引があるかといった観点から検証しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有することがあります。保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却します。

)銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額(百万円)
非上場株式	5	22
非上場株式以外の株式	4	1,108

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	2	85	営業関係強化のため増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	232
非上場株式以外の株式	1	287

)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)クロス・マーケ ティンググループ	650,000	650,000	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	534	362		
ベイククラウドホー ルディングス(株)	917,900	821,900	継続的な営業関係強化のため保有しております。 営業関係強化のため増加しております。	無
	458	475		
Unipos(株)	554,000	554,000	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	72	86		
(株)Faber Company	40,000	-	継続的な営業関係強化のため保有しております。 資本業務提携に伴う募集株式の引受による 増加であります。	無
	42	-		
GMO アドパ ー ト ナ ー ズ(株)	-	400,200	-	無
	-	136		

(注) 上記の銘柄について、定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を以下の通り検証しております。

保有目的に関しては、相手先企業との業務提携、取引関係があり、事業面での株式保有の意義があるか、当社グループの事業継続にとって必要不可欠な重要な取引があるかといった観点から検証しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、会計の基準及び制度を解説する専門誌を定期購読すると共に、監査法人など外部機関が開催する会計基準の変更などに関する研修に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,528	14,349
売掛金	17,496	16,970
有価証券	1,765	1,900
商品	101	135
貯蔵品	379	96
その他	4,494	4,416
貸倒引当金	95	109
流動資産合計	37,669	37,760
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,428	1,433
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,083	134
建物(純額)	1,345	1,299
工具、器具及び備品	986	845
減価償却累計額及び減損損失累計額	451	488
工具、器具及び備品(純額)	534	357
リース資産	28	28
減価償却累計額	13	19
リース資産(純額)	14	9
その他	14	0
有形固定資産合計	1,908	1,666
無形固定資産		
のれん	600	316
その他	1,567	1,488
無形固定資産合計	2,168	1,805
投資その他の資産		
投資有価証券	1 5,195	1 5,596
繰延税金資産	260	64
敷金及び保証金	2,635	1,436
その他	26	45
貸倒引当金	0	31
投資その他の資産合計	8,117	7,112
固定資産合計	12,194	10,584
資産合計	49,863	48,344



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	15,543	15,152
資産除去債務	52	-
賞与引当金	8	510
役員賞与引当金	-	32
特別退職引当金	18	-
ポイント引当金	499	415
本社移転費用引当金	131	-
和解金等引当金	175	-
未払金	3,460	1,171
預り金	3,872	3,917
未払法人税等	535	305
その他	<sup>2</sup> 1,406	<sup>2</sup> 1,997
流動負債合計	25,704	23,503
固定負債		
繰延税金負債	16	-
その他	309	348
固定負債合計	325	348
負債合計	26,030	23,852
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,517	1,614
資本剰余金	12,445	12,542
利益剰余金	9,021	9,347
自己株式	-	0
株主資本合計	22,985	23,503
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	478	561
為替換算調整勘定	71	113
その他の包括利益累計額合計	549	674
新株予約権	66	11
非支配株主持分	231	302
純資産合計	23,833	24,492
負債純資産合計	49,863	48,344

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
売上高	1	24,111	1	24,275
売上原価		2,631		2,396
売上総利益		21,480		21,878
販売費及び一般管理費	2	20,178	2	19,738
営業利益		1,301		2,139
営業外収益				
受取利息及び配当金		147		200
出資分配金		291		-
投資事業組合運用益		50		25
為替差益		104		180
持分法による投資利益		-		18
その他		75		18
営業外収益合計		669		444
営業外費用				
支払利息		0		0
持分法による投資損失		71		-
投資事業組合運用損		93		195
その他		7		4
営業外費用合計		173		199
経常利益		1,798		2,384
特別利益				
投資有価証券売却益		12		475
子会社株式売却益		29		-
新株予約権戻入益		7		18
その他		2		-
特別利益合計		51		493
特別損失				
固定資産除却損		20		53
投資有価証券売却損		2		3
投資有価証券評価損		69		163
和解金等引当金繰入		175		-
減損損失	3	2,318	3	157
本社移転費用	4	826		-
特別退職金	5	519		-
その他		24		-
特別損失合計		3,956		378
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )		2,105		2,499
法人税、住民税及び事業税		813		550
法人税等調整額		723		161
法人税等合計		90		711
当期純利益又は当期純損失( )		2,196		1,787
非支配株主に帰属する当期純利益		164		99
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )		2,360		1,688

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	2,196	1,787
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	95
為替換算調整勘定	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	48	29
その他の包括利益合計	1 51	1 125
包括利益	2,144	1,912
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,309	1,813
非支配株主に係る包括利益	164	99

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,514	12,434	12,741	-	26,689
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	3	3			7
剰余金の配当			1,358		1,358
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			2,360		2,360
自己株式の取得					-
連結子会社の増資による 持分の増減		7			7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3	11	3,719	-	3,704
当期末残高	1,517	12,445	9,021	-	22,985

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	482	15	498	75	207	27,471
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						7
剰余金の配当						1,358
親会社株主に帰属する 当期純損失( )						2,360
自己株式の取得						-
連結子会社の増資による 持分の増減						7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	55	51	9	23	66
当期変動額合計	4	55	51	9	23	3,638
当期末残高	478	71	549	66	231	23,833

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,517	12,445	9,021	-	22,985
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	96	96			193
剰余金の配当			1,362		1,362
親会社株主に帰属する当期純利益			1,688		1,688
自己株式の取得				0	0
連結子会社の増資による持分の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	96	96	325	0	518
当期末残高	1,614	12,542	9,347	0	23,503

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	478	71	549	66	231	23,833
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						193
剰余金の配当						1,362
親会社株主に帰属する当期純利益						1,688
自己株式の取得						0
連結子会社の増資による持分の増減						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	83	41	125	54	70	140
当期変動額合計	83	41	125	54	70	659
当期末残高	561	113	674	11	302	24,492

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	2,105	2,499
減価償却費	627	798
減損損失	2,318	157
のれん償却額	304	129
貸倒引当金の増減額( は減少)	74	44
受取利息及び受取配当金	147	200
持分法による投資損益( は益)	71	18
売上債権の増減額( は増加)	1,696	526
棚卸資産の増減額( は増加)	176	248
仕入債務の増減額( は減少)	687	390
投資有価証券売却損益( は益)	12	471
投資有価証券評価損益( は益)	69	163
株式報酬費用	14	25
賞与引当金の増減額( は減少)	3	501
役員賞与引当金の増減額( は減少)	-	32
ポイント引当金の増減額( は減少)	27	83
和解金等引当金の増減額( は減少)	175	175
特別退職引当金の増減額( は減少)	18	18
本社移転費用引当金の増減額( は減少)	131	131
固定資産除却損	20	53
出資分配金	291	-
預け金の増減額( は増加)	14	323
預り金の増減額( は減少)	408	45
未収入金の増減額( は増加)	475	386
未払金の増減額( は減少)	2,015	797
未払消費税等の増減額( は減少)	-	509
未収消費税等の増減額( は増加)	268	243
その他	1,984	112
小計	1,630	2,869
利息及び配当金の受取額	147	200
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	37	493
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,739	2,576

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	154	1,619
無形固定資産の取得による支出	241	361
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	2,566	2,532
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	448	2,277
貸付けによる支出	106	2
貸付金の回収による収入	362	336
資産除去債務の履行による支出	-	52
出資分配金の受取による収入	326	52
敷金及び保証金の差入による支出	715	4
敷金及び保証金の回収による収入	16	1,148
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	262	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	20	-
その他	98	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,775</b>	<b>756</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	117	-
長期借入金の返済による支出	8	-
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	1,357	1,361
リース債務の返済による支出	8	6
ストックオプションの行使による収入	7	193
非支配株主への配当金の支払額	122	29
その他	4	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,610</b>	<b>1,203</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	73	205
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>2,573</b>	<b>821</b>
現金及び現金同等物の期首残高	16,101	13,528
現金及び現金同等物の期末残高	1 13,528	1 14,349

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社

(株)CARTA COMMUNICATIONS、(株)CARTA MARKETING FIRM、(株)fluct、(株)DIGITALIO、(株)ヨミテ

(2) 主要な非連結子会社の名称

合同会社ecnavi plus 他1社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 7社

主要な会社名

PT. VENTENY Fortuna International Tbk

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

合同会社ecnavi plus 他1社

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、関連会社の四半期決算日(2024年12月31日)現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。



#### 貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～38年

工具、器具及び備品 3～15年

##### ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

#### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ハ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ニ ポイント引当金

ECナビ等の会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、利用実績率等に基づき算出した、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

#### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年から10年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

のれん及びその他の無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん600百万円、その他の無形固定資産1,567百万円を計上しております。このうちのれん380百万円及びその他の無形固定資産1,051百万円は、2019年1月1日付の株式会社サイバー・コミュニケーションズとの経営統合の結果、デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業に関連して生じたものであり、資産合計の2.9%を占めています。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、デジタルマーケティング事業ののれん及びその他の無形固定資産に係る減損損失1,463百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、のれん等の認識対象会社ごとに資産のグルーピングを行っており、原則として当該対象会社ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。

これらの無形固定資産を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。また、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

当連結会計年度において、デジタルマーケティング事業における外部環境等の変化が経営環境の著しい悪化に該当し、当該事業に減損の兆候があると判断しております。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を使用価値である回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。使用価値は、当該資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値としております。

主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎としており見積もっております。事業計画の策定には過去の事業計画達成状況、関連する市場動向の将来予測を踏まえたプロダクト別の売上高及び人件費等の発生予測を踏まえた営業利益の見込みを用いています。また、使用価値の算定に用いる割引率は自己資本コストと負債コストを加重平均した資本コストによっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該主要な仮定は、最善の見積りにより決定しておりますが、不確実性が高く、将来の経営環境の変化等によって、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りを修正した場合、のれん等の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性があります。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

のれん及びその他の無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん316百万円、その他の無形固定資産1,488百万円を計上しております。このうちのれん304百万円及びその他の無形固定資産840百万円は、2019年1月1日付の株式会社サイバー・コミュニケーションズとの経営統合の結果、デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業に関連して生じたものであり、資産合計の2.4%を占めています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、のれん等の認識対象会社ごとに資産のグルーピングを行っており、原則として当該対象会社ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。

これらの無形固定資産を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られ

割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。また、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

#### 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっております。事業計画の策定には過去の事業計画達成状況、関連する市場動向の将来予測を踏まえたプロダクト別の売上高及び人件費等の発生予測を踏まえた営業利益の見込みを用いております。また、使用価値の算定に用いる割引率は自己資本コストと負債コストを加重平均した資本コストによっております。

#### 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該主要な仮定は、最善の見積りにより決定しておりますが、不確実性が高く、将来の経営環境の変化等によって、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りを修正した場合、のれん等の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性があります。

#### (表示方法の変更)

##### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「預け金の増減額(は増加)」及び「未払金の増減額(は減少)」及び「投資有価証券評価損益(は益)」は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた86百万円は、「預け金の増減額(は増加)」14百万円、「未払金の増減額(は減少)」2,015百万円、「投資有価証券評価損益(は益)」69百万円、「その他」1,984百万円として組み替えております。

## (連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
投資有価証券(株式)	1,459百万円	1,485百万円

- 2 流動負債「その他」のうち契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
契約負債	404百万円	541百万円

## (連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給与	8,135百万円	7,571百万円
システム使用料	2,714	2,743
広告宣伝費及び販売促進費	1,473	1,344

### 3 減損損失

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	本社 (株CARTA HOLDINGS)	建物	370百万円
東京都中央区	本社 (株CARTA COMMUNICATIONS)	建物	459百万円
		器具備品	16百万円
東京都渋谷区	事業資産 (デジタルマーケティング事業)	ソフトウェア	7百万円
東京都渋谷区	その他 (デジタルマーケティング事業)	のれん	873百万円
東京都渋谷区	事業資産 (デジタルマーケティング事業)	技術関連資産	589百万円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

当社は2023年2月13日開催の取締役会において、経営統合の一環として主要な事業拠点である株CARTA HOLDINGSの本社(東京都渋谷区)及び株CARTA COMMUNICATIONSの本社(東京都中央区)を統合し、新本社(東京都港区)へ移転することを決議いたしました。これにより、将来の使用見込がない資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、当該資産グループの減損損失の測定における回収可能額は正味売却価額によって測定しておりますが、移転に伴う原状回復義務により内装等の廃棄が見込まれていたため、ゼロとして評価しております。

デジタルマーケティング事業において、当社が保有しているソフトウェアのうち、その収益性が低下しているものについて、回収可能額をゼロとして、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当社は、2019年1月1日付の株サイバー・コミュニケーションズとの経営統合の結果、アドテクノロジー事業( )の超過収益力としてののれん及び技術関連資産を計上しておりました。当該事業において、外部環境等の変化が生じた結果、取得時点における事業計画の達成が困難と判断されたことから、のれん等の帳簿価額は回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,463百万円)として特別損失に計上しております。なお、のれん等の回収可能価額は、当該事業の事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14%で割り引いて算定しております。

経営統合時のアドテクノロジー事業は、当連結会計年度末時点においてデジタルマーケティング事業に含まれます。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業資産 (デジタルマーケティング事業)	ソフトウェア	3百万円
	その他 (デジタルマーケティング事業)	のれん	154百万円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

デジタルマーケティング事業において、当社が保有しているソフトウェアのうち、その収益性が低下しているものについて、回収可能額をゼロとして、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。また、連結子会社であるD-Marketing Academy(株)の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、事業資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回ったため、のれんの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能額は将来キャッシュ・フローが見込めないためゼロとして評価しております。

#### 4 本社移転費用

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は2023年2月13日開催の取締役会において、経営統合の一環として主要な事業拠点である(株)CARTA HOLDINGSの本社(東京都渋谷区)及び(株)CARTA COMMUNICATIONSの本社(東京都中央区)を統合し、新本社(東京都港区を予定)へ移転することを決議いたしました。これにより、移転に係る費用などについて本社移転費用引当金を計上したものであります。

#### 5 特別退職金

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は2023年9月5日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことについて決議いたしました。これにより、希望退職者への割増退職金に係る費用などについて特別退職引当金を計上したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	17百万円	54百万円
組替調整額	-	184
税効果調整前	17	239
税効果額	16	143
その他有価証券評価差額金	1	95
為替換算調整勘定：		
当期発生額	0	0
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	54	24
組替調整額	-	-
税効果調整前	54	24
税効果額	5	4
持分法適用会社に対する持分相当額	48	29
その他の包括利益合計	51	125



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,163,971	5,000	-	25,168,971
合計	25,163,971	5,000	-	25,168,971
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加5,000株は、新株予約権の行使による増加によるものであります。

2. 自己株式の増減の内訳は次のとおりであります。

・単元未満株式の買取による増加 25株

## 2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オブ ションとしての 新株予約権						66
合計							66

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月24日 取締役会	普通株式	679	利益剰余金	27	2022年12月31日	2023年3月13日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	679	利益剰余金	27	2023年6月30日	2023年9月9日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月22日 取締役会	普通株式	679	利益剰余金	27	2023年12月31日	2024年3月11日

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,168,971	132,000	-	25,300,971
合計	25,168,971	132,000	-	25,300,971
自己株式				
普通株式	-	25	-	25
合計	-	25	-	25

(注) 普通株式の発行済株式の増加132,000株は、新株予約権の行使による増加によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第10回ストック・オプション としての新株予約権	普通株式		21,000		21,000	2
	第11回ストック・オプション としての新株予約権	普通株式		76,000	20,000	56,000	9
合計				97,000	20,000	77,000	11

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月22日 取締役会	普通株式	679	利益剰余金	27	2023年12月31日	2024年3月11日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	683	利益剰余金	27	2024年6月30日	2024年9月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	733	利益剰余金	29	2024年12月31日	2025年3月17日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	13,528百万円	14,349百万円
現金及び現金同等物	13,528	14,349

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用及び調達方針として、資金運用管理規程に基づき計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。

資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社では、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行い、機動的に対応できる体制を整えております。また、満期保有目的の債券は、償還期間が短期であり、かつ、元本が保証される債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金、預り金及び未払法人税等については、全てが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

また、営業債務、リース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,313	1,313	-
関係会社株式	765	4,272	3,506
資産計	2,079	5,586	3,506
(2) リース債務(注)2	16	15	0
負債計	16	15	0

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	1,399	1,399	-
関係会社株式	812	2,175	1,362
資産計	2,212	3,575	1,362
(2) リース債務(注)2	9	9	0
負債計	9	9	0

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当連結会計年度より記載を省略しております。

2. 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含んでおります。また、連結貸借対照表では、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
非上場株式	2,421	2,711
関係会社株式	694	672

これらについては前連結会計年度の「(1) 投資有価証券」及び当連結会計年度の「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,528	-	-	-
売掛金	17,496	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	1,765	-	-	-
合計	32,789	-	-	-

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,349	-	-	-
売掛金	16,970	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	1,900	-	-	-
合計	33,220	-	-	-

5. リース債務の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	6	5	3	-	-	-
合計	6	5	3	-	-	-

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	5	3	-	-	-	-
合計	5	3	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,313	-	-	1,313
資産計	1,313	-	-	1,313

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,399	-	-	1,399
資産計	1,399	-	-	1,399

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関係会社株式 株式	4,272	-	-	4,272
資産計	4,272	-	-	4,272
リース債務	-	15	-	15
負債計	-	15	-	15

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関係会社株式 株式	2,175	-	-	2,175
資産計	2,175	-	-	2,175
リース債務	-	9	-	9
負債計	-	9	-	9

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 2. リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	1,765	1,765	-
合計		1,765	1,765	-

当連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	1,900	1,900	-
合計		1,900	1,900	-

## 2. その他有価証券

前連結会計年度(2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,299	688	610
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	14	34	19
合計		1,313	722	590

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,421百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,383	739	643
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	16	34	17
合計		1,399	773	625

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,711百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	23	12	2
合計	23	12	2

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	542	475	3
合計	542	475	3

## 4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損69百万円を計上しております。

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損163百万円を計上しております。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 役員株式報酬費用	12百万円	11百万円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	2百万円	14百万円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
新株予約権戻入益	7百万円	18百万円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

決議年月日	当社 2019年2月14日 取締役会 第9回新株予約権	当社 2024年4月26日 取締役会 第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 45名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプション の数	普通株式 400,000株 (注)1	普通株式 21,000株 (注)1
付与日	2019年3月22日	2024年4月26日
権利確定条件	(注)2	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日	自 2026年4月27日 至 2029年4月26日



決議年月日	当社 2024年4月26日 取締役会 第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 76,000株 (注)
付与日	2024年4月26日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2026年4月27日 至 2034年4月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社の、2020年12月期～2022年12月期のいずれかの連結会計年度において、

(a) EBITDAの額が5,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の50%

(b) EBITDAの額が6,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の100%

かつ

当社の、2021年1月1日～2022年12月31日までの期間において、

(a) いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に150%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の50%

(b) いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に200%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の100%

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	当社 2024年4月26日 取締役会 第10回新株予約権	当社 2024年4月26日 取締役会 第11回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与	21,000	76,000
失効		
権利確定	21,000	76,000
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定	21,000	76,000
権利行使		
失効		20,000
未行使残	21,000	56,000

## 単価情報

決議年月日	当社 2024年4月26日 取締役会 第10回新株予約権	当社 2024年4月26日 取締役会 第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,692	1,692
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	356	506

## 4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## 第10回新株予約権

## (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

## (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 37.55%

2020年11月27日から2024年5月13日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 3.46年

付与日から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間とする方法により算定しております。

予想配当率 3.16%

直近の配当実績に基づき算定しております。

無リスク利子率 0.41%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 第11回新株予約権

## (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

## (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 44.25%

2018年5月30日から2024年5月13日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 5.96年

付与日から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間とする方法により算定しております。

予想配当率 3.16%

直近の配当実績に基づき算定しております。

無リスク利子率 0.58%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件および権利行使価格等を考慮し、失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	64百万円	60百万円
未払事業所税	9	7
ポイント引当金	297	244
賞与引当金	2	125
未払費用	26	40
一括償却資産	0	0
減価償却超過額	31	23
減損損失	241	-
資産除去債務	5	-
フリーレント賃料	176	113
繰越欠損金(注)	633	301
投資有価証券	142	166
貸倒引当金	33	54
本社移転費用	46	-
和解金等引当金	53	-
その他	17	9
繰延税金資産小計	1,784	1,148
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	609	293
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	188	180
評価性引当額小計	797	474
繰延税金負債との相殺	725	608
繰延税金資産合計	260	64
繰延税金負債		
未収還付事業税	17	4
その他有価証券評価差額金	334	278
投資有価証券評価益	68	67
無形固定資産	321	257
繰延税金負債小計	742	608
繰延税金資産との相殺	725	608
繰延税金負債合計	16	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	27	28	25	15	536	633
評価性引当額	-	27	28	25	15	512	609
繰延税金資産	-	-	-	-	-	23	23

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金633百万円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産23百万円を計上しております。当該繰延税金資産23百万円は、当社および連結子会社の㈱CARTA COMMUNICATIONS、㈱CARTA MARKETING FIRMにおける税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2023年12月期に税引前当期純損失を計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 1	-	28	21	3	4	243	301
評価性引当額	-	28	21	3	3	236	293
繰延税金資産 2	-	-	-	-	0	7	8

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金296百万円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産8百万円を計上しております。当該繰延税金資産8百万円は、連結子会社の㈱CARTA GAMESにおける税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2024年12月期に税引前当期純損失を計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66	0.35
住民税均等割	0.43	0.50
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.13	0.02
役員報酬の損金否認	0.12	0.05
損金経理した附帯税	0.01	-
連結のれん償却	4.42	1.59
持分法投資損益	1.04	0.23
連結子会社との税率差異	3.21	6.31
連結のれん減損損失	12.71	1.89
賃上げ促進税制等の税額控除	0.00	1.21
評価性引当額の増減額	8.70	6.65
その他	3.73	4.72
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.28	28.48

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## 当該資産除去債務の概要

当社グループは、事業所等の賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、一部の資産除去債務については、負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	238百万円	52百万円
見積りの変更による増減額	186	-
資産除去債務の履行による減少額	-	52
期末残高	52	-

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## (1) デジタルマーケティング事業

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告をメディアへ出稿することにあります。

メディアに広告出稿がなされた時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

## (2) インターネット関連サービス事業

主な履行義務は、当社が運営する自社メディアに顧客である広告配信事業者の広告を掲載することにあります。

顧客との契約に基づき、インプレッション課金型広告の場合にはユーザーに広告を表示した時点、クリック課金型広告の場合はユーザーがクリックした時点、成果報酬型広告の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しています。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは会社又は事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「デジタルマーケティング事業」、「インターネット関連サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	属するサービスの内容
デジタルマーケティング事業	広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等
インターネット関連サービス事業	メディア・ソリューション提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。



## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	デジタル マーケティング 事業	インターネット 関連サービス 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる 収益	16,927	7,184	24,111	-	24,111
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	16,927	7,184	24,111	-	24,111
セグメント間の内部売上高 又は振替高	34	-	34	34	-
計	16,961	7,184	24,146	34	24,111
セグメント利益	893	407	1,301	-	1,301
その他の項目					
減価償却費	501	125	627	-	627
のれん償却額	226	78	304	-	304

(注) セグメント資産の金額は、当社では報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	デジタル マーケティング 事業	インターネット 関連サービス 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる 収益	16,239	8,035	24,275	-	24,275
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	16,239	8,035	24,275	-	24,275
セグメント間の内部売上高 又は振替高	91	-	91	91	-
計	16,331	8,035	24,366	91	24,275
セグメント利益	1,705	433	2,139	-	2,139
その他の項目					
減価償却費	606	192	798	-	798
のれん償却額	51	78	129	-	129

(注) セグメント資産の金額は、当社では報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)電通デジタル	3,102	デジタルマーケティング事業

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)電通デジタル	3,245	デジタルマーケティング事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	デジタル マーケティング事業	インターネット関連 サービス事業	計		
減損損失	1,471	-	1,471	846	2,318

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	デジタル マーケティング事業	インターネット関連 サービス事業	計		
減損損失	157	-	157	-	157

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	デジタル マーケティング事業	インターネット関連 サービス事業	計		
当期償却額	226	78	304	-	304
当期末残高	205	394	600	-	600

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	デジタル マーケティング事業	インターネット関連 サービス事業	計		
当期償却額	51	78	129	-	129
当期末残高	-	316	316	-	316

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	㈱電通	東京都 港区	10,000	広告業		広告の販売	広告の販売 (注)1	1,325	売掛金 未払金	1,195 20
同一の 親会社を 持つ会社	㈱電通デジ タル	東京都 港区	442	広告業		広告の販売 役員の兼任	広告の販売 (注)1	3,102	売掛金 未収入金 未払金	4,225 151 50
関連会社	PT. VENTENY Fortuna Internation al Tbk	インド ネシア 共和国	百万IDR 31,325	サービス業	(所有) 直接 21.06	社債の引受	社債の引受 受取利息 (注)2	1,585 50	有価証券	1,585

## 当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	㈱電通	東京都 港区	10,000	広告業		広告の販売	広告の販売 (注)1	1,828	売掛金 未払金	1,296 1
同一の 親会社を 持つ会社	㈱電通デジ タル	東京都 港区	442	広告業		広告の販売 役員の兼任	広告の販売 (注)1	3,245	売掛金 未収入金 未払金	4,257 398 57
関連会社	PT. VENTENY Fortuna Internation al Tbk	インド ネシア 共和国	百万IDR 31,325	サービス業	(所有) 直接 21.06	社債の引受	社債の引受 受取利息 (注)2	1,720 95	有価証券	1,720
						貸付金	短期貸付金 の受取利息 (注)3	69		-

(注)1.取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との広告の販売については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

2.PT. VENTENY Fortuna International Tbkの発行する社債の引受を行ったものであり、社債の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

3.PT. VENTENY Fortuna International Tbkに貸付を行ったものであり、貸付金の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## (ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する情報

## (1)親会社情報

㈱電通グループ(東京証券取引所プライム市場に上場)

## (2)重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	935円06銭	1株当たり純資産額	955円64銭
1株当たり当期純損失( )	93円81銭	1株当たり当期純利益	66円79銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	- 銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	- 銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(百万円)	2,360	1,688
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(百万円)	2,360	1,688
普通株式の期中平均株式数(株)	25,163,984	25,272,792
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	40,750	-
(うち新株予約権(株))	(40,750)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	
1年以内に返済予定のリース債務	6	5	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	9	3	-	2026年1月1日～ 2027年1月31日
その他有利子負債	-	-	-	
合計	16	9	-	

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	3	-	-	-

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,196	11,778	17,427	24,275
税金等調整前中間(四 半期)(当期)純利益 (百万円)	1,091	1,479	1,501	2,499
親会社株主に帰属す る中間(四半期)(当 期)純利益 (百万円)	706	966	917	1,688
1株当たり中間(四半 期)(当期)純利益 (円)	28.05	38.29	36.30	66.79

(会計期間)	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利 益又は1株当たり四半 期純損失( ) (円)	28.05	10.27	1.96	30.47

(注) 第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,817	7,756
有価証券	1,000	900
関係会社未収入金	618	911
関係会社短期貸付金	4,990	3,224
その他	1,395	1,028
流動資産合計	13,820	13,820
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,341	1,262
工具、器具及び備品	533	345
土地	0	0
リース資産	14	9
有形固定資産合計	1,890	1,618
無形固定資産		
ソフトウェア	37	27
その他	0	0
無形固定資産合計	37	28
投資その他の資産		
投資有価証券	2,655	2,981
関係会社株式	5,966	5,711
関係会社長期貸付金	1,428	177
敷金	2,581	1,381
繰延税金資産	331	64
その他	26	15
貸倒引当金	1,370	131
投資その他の資産合計	11,619	10,200
固定資産合計	13,548	11,846
資産合計	27,369	25,667

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社短期借入金	4,129	4,358
関係会社未払金	145	60
未払費用	828	769
リース債務	6	5
資産除去債務	52	-
未払金	2,278	178
未払法人税等	31	29
賞与引当金	8	485
役員賞与引当金	-	32
特別退職引当金	18	-
本社移転費用引当金	131	-
和解金等引当金	175	-
預り金	152	133
その他	8	151
流動負債合計	7,967	6,207
固定負債		
その他	9	3
固定負債合計	9	3
負債合計	7,977	6,211
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,517	1,614
資本剰余金		
資本準備金	10,333	10,430
資本剰余金合計	10,333	10,430
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,934	6,814
利益剰余金合計	6,934	6,814
自己株式	-	0
株主資本合計	18,785	18,859
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	539	584
評価・換算差額等合計	539	584
新株予約権	66	11
純資産合計	19,391	19,456
負債純資産合計	27,369	25,667

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益	1 6,238	1 5,399
売上総利益	6,238	5,399
営業費用		
販売費及び一般管理費	1, 2 4,134	1, 2 4,627
営業利益	2,104	771
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 104	1 142
為替差益	-	57
貸倒引当金戻入額	-	186
投資事業組合運用益	50	31
その他	87	8
営業外収益合計	242	426
営業外費用		
支払利息	1 1	1 2
貸倒引当金繰入額	147	-
投資事業組合運用損	93	204
その他	6	9
営業外費用合計	248	216
経常利益	2,098	982
特別利益		
投資有価証券売却益	-	458
関係会社清算益	33	-
新株予約権戻入益	7	18
特別利益合計	40	476
特別損失		
減損損失	846	-
固定資産除却損	17	48
投資有価証券評価損	-	45
関係会社株式売却損	30	-
関係会社株式評価損	-	274
本社移転費用	3 826	-
特別退職金	4 519	-
和解金等引当金繰入	175	-
特別損失合計	2,415	368
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	275	1,090
法人税、住民税及び事業税	11	407
法人税等調整額	432	254
法人税等合計	443	152
当期純利益	168	1,242

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,514	10,330	10,330	8,125	8,125	-	19,969
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行 使)	3	3	3	-	-	-	7
剰余金の配当	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期純利益	-	-	-	168	168	-	168
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	3	3	3	1,190	1,190	-	1,183
当期末残高	1,517	10,333	10,333	6,934	6,934	-	18,785

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	544	544	75	20,590
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行 使)	-	-	-	7
剰余金の配当	-	-	-	1,358
当期純利益	-	-	-	168
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	5	5	9	14
当期変動額合計	5	5	9	1,198
当期末残高	539	539	66	19,391

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,517	10,333	10,333	6,934	6,934	-	18,785
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	96	96	96	-	-	-	193
剰余金の配当	-	-	-	1,362	1,362	-	1,362
当期純利益	-	-	-	1,242	1,242	-	1,242
自己株式の取得	-	-	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	96	96	96	119	119	0	73
当期末残高	1,614	10,430	10,430	6,814	6,814	0	18,859

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	539	539	66	19,391
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	193
剰余金の配当	-	-	-	1,362
当期純利益	-	-	-	1,242
自己株式の取得	-	-	-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	45	45	54	9
当期変動額合計	45	45	54	64
当期末残高	584	584	11	19,456

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～38年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

子会社及び関連会社に対する貸付金の損失に備えるため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	5,966	5,711

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち市場価格のない株式について、対象会社の財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで評価損を計上することとしております。

関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断については、事業計画等を基礎として実施していますが、当該事業計画には売上の成長見込みや費用の削減見込みといった主要な仮定が含まれています。当該主要な仮定は、市況変動、投資先の業界の成長性や競争環境、顧客動向等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性を伴うことから、当該主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	6,238百万円	5,399百万円
営業費用	289	176
営業取引以外の取引による取引高	92	320

- 2 営業費用に属する費用のうち、一般管理費の割合は前事業年度が100%、当事業年度が100%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	1,208百万円	1,052百万円
システム利用料	570	563

## 3 本社移転費用

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は2023年2月13日開催の取締役会において、経営統合の一環として主要な事業拠点である㈱CARTA HOLDINGSの本社(東京都渋谷区)及び㈱CARTA COMMUNICATIONSの本社(東京都中央区)を統合し、新本社(東京都港区を予定)へ移転することを決議いたしました。これにより、移転に係る費用などについて本社移転費用引当金を計上したものであります。

## 4 特別退職金

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は2023年9月5日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことについて決議いたしました。これにより、希望退職者への割増退職金に係る費用などについて特別退職引当金を計上したものであります。



(有価証券関係)

前事業年度(2023年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	38	4,272	4,233
合計	38	4,272	4,233

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	5,349
関連会社株式	578

当事業年度(2024年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	38	2,175	2,136
合計	38	2,175	2,136

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	5,104
関連会社株式	568

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	176百万円	185百万円
繰越欠損金	4	105
貸倒引当金	428	40
関係会社株式評価損	337	417
投資有価証券評価損	75	87
賞与引当金	2	144
本社移転費用	46	-
和解金等引当金	53	-
減損損失	259	-
その他	41	31
繰延税金資産小計	1,425	1,012
評価性引当額小計	847	689
繰延税金負債との相殺	246	258
繰延税金資産合計	331	64
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	246	258
繰延税金負債小計	246	258
繰延税金資産との相殺	246	258
繰延税金負債合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	181.77	31.81
評価性引当額の増減額	37.51	14.54
その他	13.92	1.70
税効果会計適用後の法人税等の負担率	160.96	14.02

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

純粋持株会社移行後の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	当期減価償却 累計額及び減 損損失累計額
有形固定 資産	建物	1,341	23	7	94	1,262	125
	工具、器具及び 備品	533	87	40	234	345	501
	土地	0	-	-	-	0	-
	リース資産	14	-	-	5	9	19
	有形固定資産計	1,890	110	48	334	1,618	646
無形固定 資産	ソフトウェア	37	-	-	9	27	-
	商標権	0	-	-	0	0	-
	無形固定資産計	37	-	-	9	28	-

(注) 1. 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	社内設備構築に伴う増加	23百万円
工具、器具及び備品	社内設備構築に伴う増加	87百万円

2. 「当期減少額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	オフィス移転に伴う資産の除却	7百万円
工具、器具及び備品	オフィス移転に伴う資産の除却	40百万円

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,370	131	1,370	131
賞与引当金	8	582	105	485
役員賞与引当金	-	56	23	32
特別退職引当金	18	-	18	-
本社移転費用引当金	131	-	131	-
和解金等引当金	175	-	175	-

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://cartaholdings.co.jp">https://cartaholdings.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第25期)(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)2024年3月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年3月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第26期第1四半期)(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)2024年5月13日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

(第26期中)(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)2024年8月9日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年4月26日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の割当て)に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年5月14日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の割当て)に基づく訂正臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 垣 康 平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江 澤 修 司

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CARTA HOLDINGSの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

過年度の経営統合により計上したのれん及びその他の無形固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん316百万円及びその他の無形固定資産1,488百万円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)のれん及びその他の無形固定資産」に記載のとおり、このうちのれん304百万円及びその他の無形固定資産840百万円は、2019年1月1日付けの株式会社サイバー・コミュニケーションズとの経営統合の結果、デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業に関連して生じたものであり、資産合計の2.4%を占めている。なお、前連結会計年度において、デジタルマーケティング事業ののれん及び技術関連資産に係る減損損失を計上し、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。</p> <p>経営統合により計上したのれん及びその他の無形固定資産は定期的に償却されるが、これらの無形固定資産を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。また、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額は減損損失として計上される。</p> <p>減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合又はそのような見込みがある場合等が含まれる。</p> <p>上記のれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額には、経営統合時点又は過年度の減損損失測定時における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力や、ブランド力及び技術力の価値等が反映されている。このため、デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業の無形固定資産を含む資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていない場合であっても、経営統合時又は過年度の減損損失測定時の事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合又はそのような見込みがある場合には減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があるが、会社は当連結会計年度において減損の兆候はないと判断している。</p> <p>以上から、当監査法人は、過年度の経営統合により計上したのれん及びその他の無形固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、過年度の経営統合により計上したのれん及びその他の無形固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 減損の兆候の識別に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損の兆候の識別に必要な情報を把握するための統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 減損の兆候に関する判断の妥当性の評価 デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業の無形固定資産を含む資産グループに対する減損の兆候に係る経営者の判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業の無形固定資産を含む資産グループの業績を確認し、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっていないかを確認した。</p> <p>経営統合時又は過年度の減損損失測定時の事業計画の前提に著しい影響を及ぼす経営環境の変化や計画の有無等を把握するために、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の事業計画との比較</li> <li>・ 経営者への質問</li> <li>・ 取締役会議事録及び外部機関による市場予測レポートの閲覧</li> </ul> <p>経営統合時又は過年度の減損損失測定時の事業計画と実績を比較分析し、事業計画の達成状況を把握することにより、経営環境の著しい悪化を示唆する状況がないかを検討した。</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CARTA HOLDINGSの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社CARTA HOLDINGSが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 垣 康 平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江 澤 修 司

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CARTA HOLDINGSの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGSの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度末の貸借対照表には、関係会社株式5,711百万円が計上されており、総資産の22.2%を占めている。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り)関係会社株式の評価」に記載のとおり、会社は、関係会社株式のうち市場価格のない株式について、対象会社の財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで評価損を計上することとしている。</p> <p>会社は、関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断を、事業計画等を基礎として実施しているが、当該事業計画には売上の成長見込みや費用の削減見込み等といった主要な仮定が含まれている。当該主要な仮定は、市況変動、投資先の業界の成長性や競争環境、顧客動向等の影響を受ける可能性があることから、見積りの不確実性を伴い、経営者による高度な判断を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 関係会社株式の評価の合理性の検討 関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較し、実質価額が著しく低下している株式の有無を確認した。実質価額が著しく低下している関係会社株式のうち、実質価額の回復可能性を十分な証拠によって裏付けられない株式については、相当の減額を実施していることを確認した。</p> <p>実質価額が著しく低下している関係会社株式のうち、回復可能性を有すると判断された株式については、回復可能性の判断に用いられた事業計画に含まれる、売上の成長見込みや費用の削減見込みといった主要な仮定に及ぼす影響を確認した。具体的には、経営者への質問及び会社の会議体の議事録の閲覧を実施するとともに、過年度の未達成事項がある場合には、その理由の把握と今後の事業計画に及ぼす影響を確認することで、事業計画に含まれる主要な仮定の適切性を検討した。</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。